

(案)

高知市地域福祉活動推進計画

(2019【平成 31】年度～2024 年度)

高知市地域福祉計画／高知市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 31 年 2 月

高知市

高知市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	P1
1 第1期計画策定後の取組と課題	P1
(1) 第1期計画の成果と課題	P1
(2) 地域福祉コーディネーターの活動	P7
(3) 生活支援相談センターの設置	P9
(4) 市役所庁内共通理解の促進に向けて	P11
2 地域福祉を取り巻く環境の変化	P13
3 「地域共生社会」の実現に向けて	P15
4 計画の位置づけ	P17
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画	P17
(2) 高知市総合計画等との関係	P18
5 計画期間	P19
6 計画策定への取組	P20
7 計画策定体制	P21
8 地域（圏域）について	P22
第2章 計画の基本的な考え方	P23
1 計画の基本理念	P23
2 基本目標	P25
第3章 目標達成に向けた施策の展開	P29
施策の体系図	P29
基本目標1	P30
基本目標2	P36
基本目標3	P42
基本目標4	P48
基本目標5	P54
基本目標6	P60
基本目標7	P64
第4章 計画の推進に向けて	P67
1 協働による計画の推進	P67
2 「地域共生社会」の実現に向けた取組	P68
(1) 高知市の取組	P68
(2) 高知市社会福祉協議会の取組	P71
3 計画の進捗管理と評価	P86

～資料編～

資料 1	推進協議会委員名簿	P87
資料 2	推進協議会条例	P88
資料 3	計画策定経過	P90
資料 4	高知市の地域福祉を取り巻く状況	P92
	1 支援が必要な人たちの状況	P92
	2 地域における団体等と 地域福祉コーディネーターとの活動状況	P102
	3 意見交換会から見えた高知市の状況	P104
	4 アンケート調査から見えた高知市の状況	P107
	5 第1期計画の振り返り	P134
資料 5	社会資源	P137
資料 6	用語解説	P142

社会福祉法 【平成30年4月改正・施行】(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条(略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会)

第 109 条

市町村社会福祉協議会は、1または同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数および社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市および町村にあってはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④①～③に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第1章

第1章 計画の策定にあたって

1 第1期計画策定後の取組と課題

(1) 第1期計画の成果と課題

高知市では、高知市社会福祉協議会（以下「市社協」と）と「高知市地域福祉活動推進計画（平成25～30年度）」を平成25年3月に策定し、「誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり」を基本理念に5つの基本目標を掲げ、市社協に地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民の活動支援をするなど地域福祉の推進に向け取り組み始めました。

平成27年度には中間評価を行い、小地域活動への支援にも力を入れ、様々な取組を進めています。

第2期計画策定にあたり、第1期計画の基本目標ごとの成果と課題の整理をしました。

第1期計画の基本目標

重
点

「おたがいさま」の
住民意識づくり

重
点

小地域での支え合い活動の
推進とニーズの早期発見

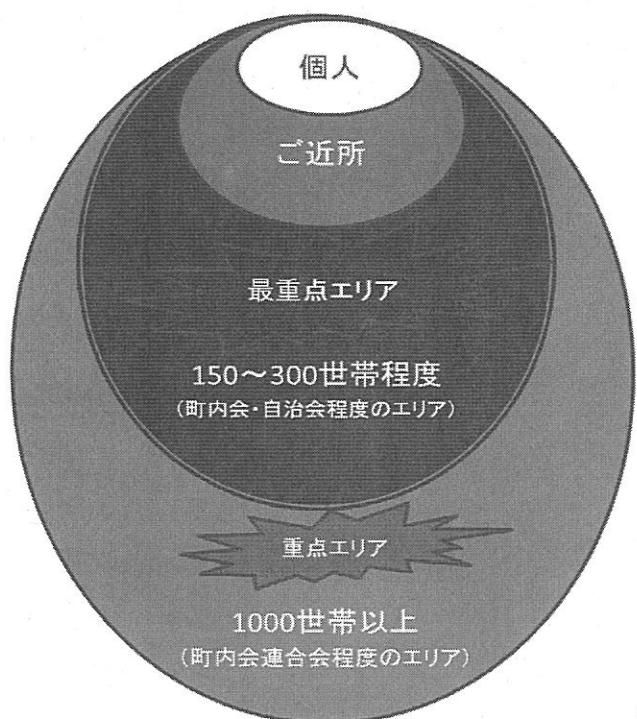
中間評価で追加

地域での支え合いの仕組みの構築

重
点

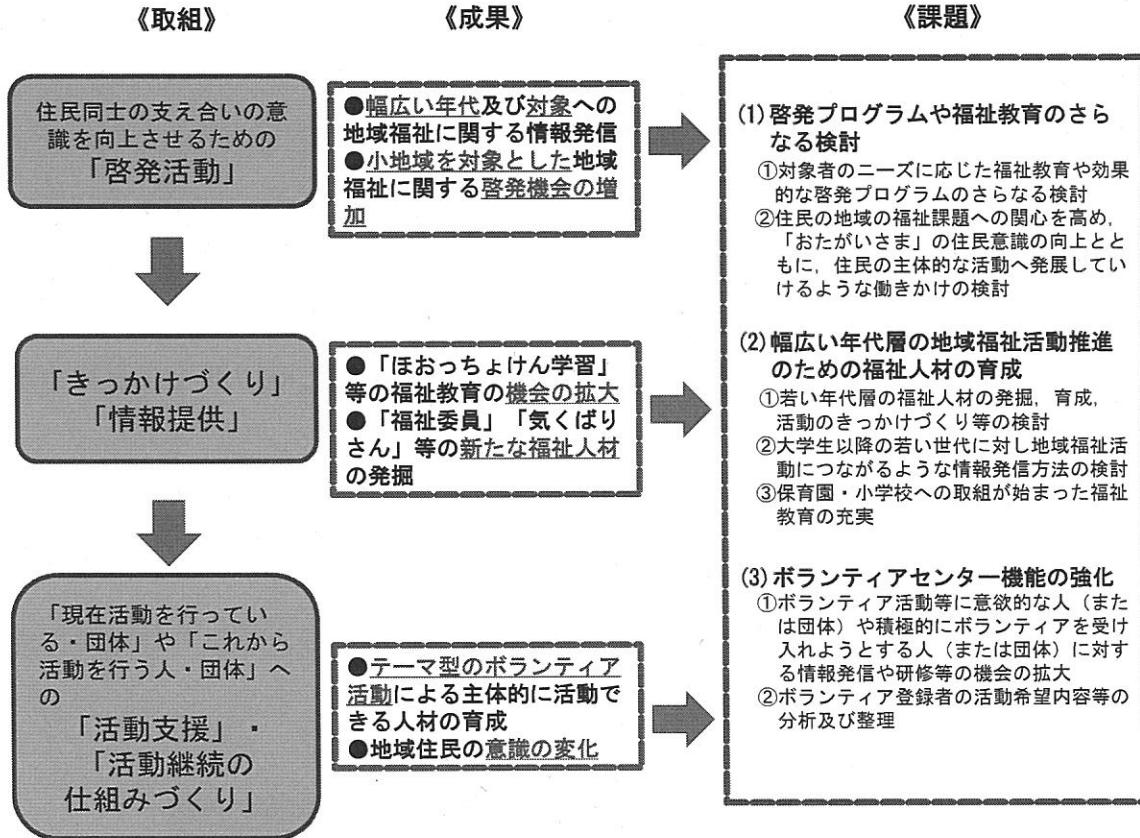
地域ケアネットワークシステムの構築

【小地域のイメージ】



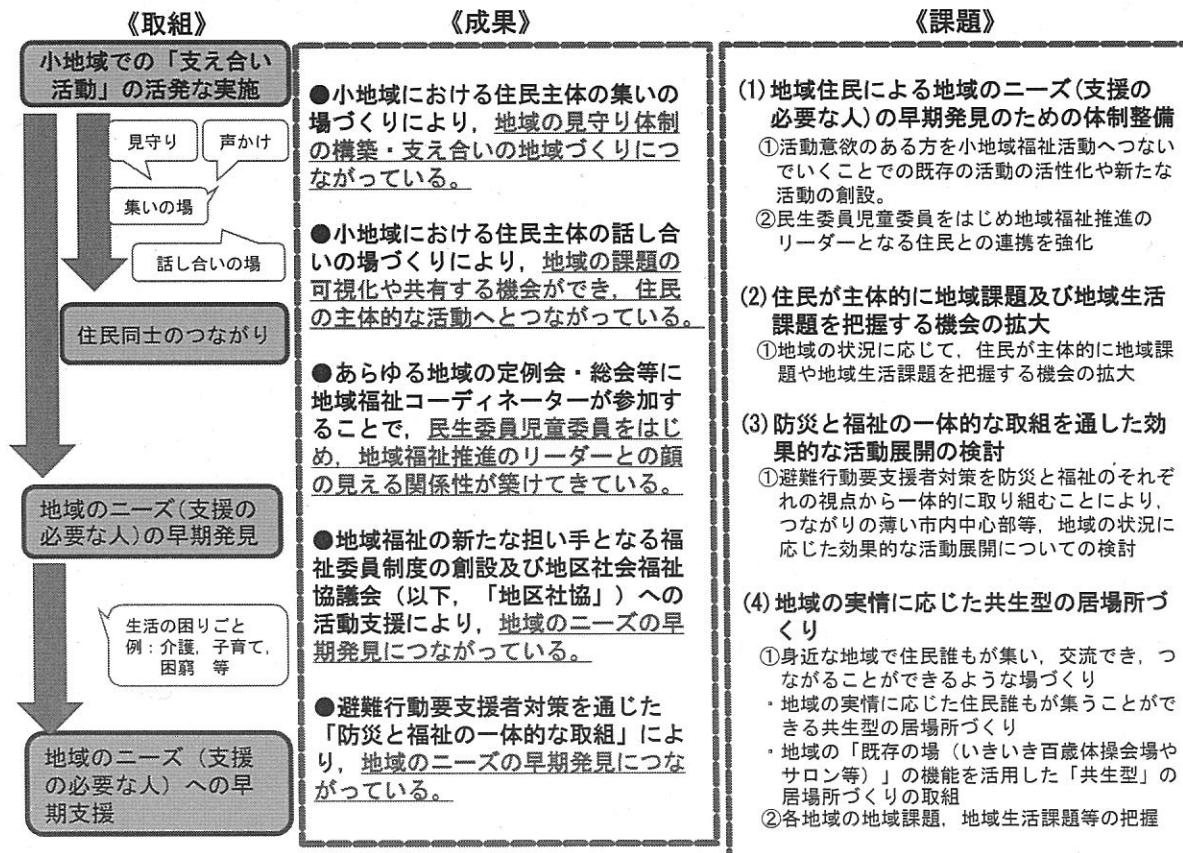
重点

基本目標1 「おたがいさま」の住民意識づくり

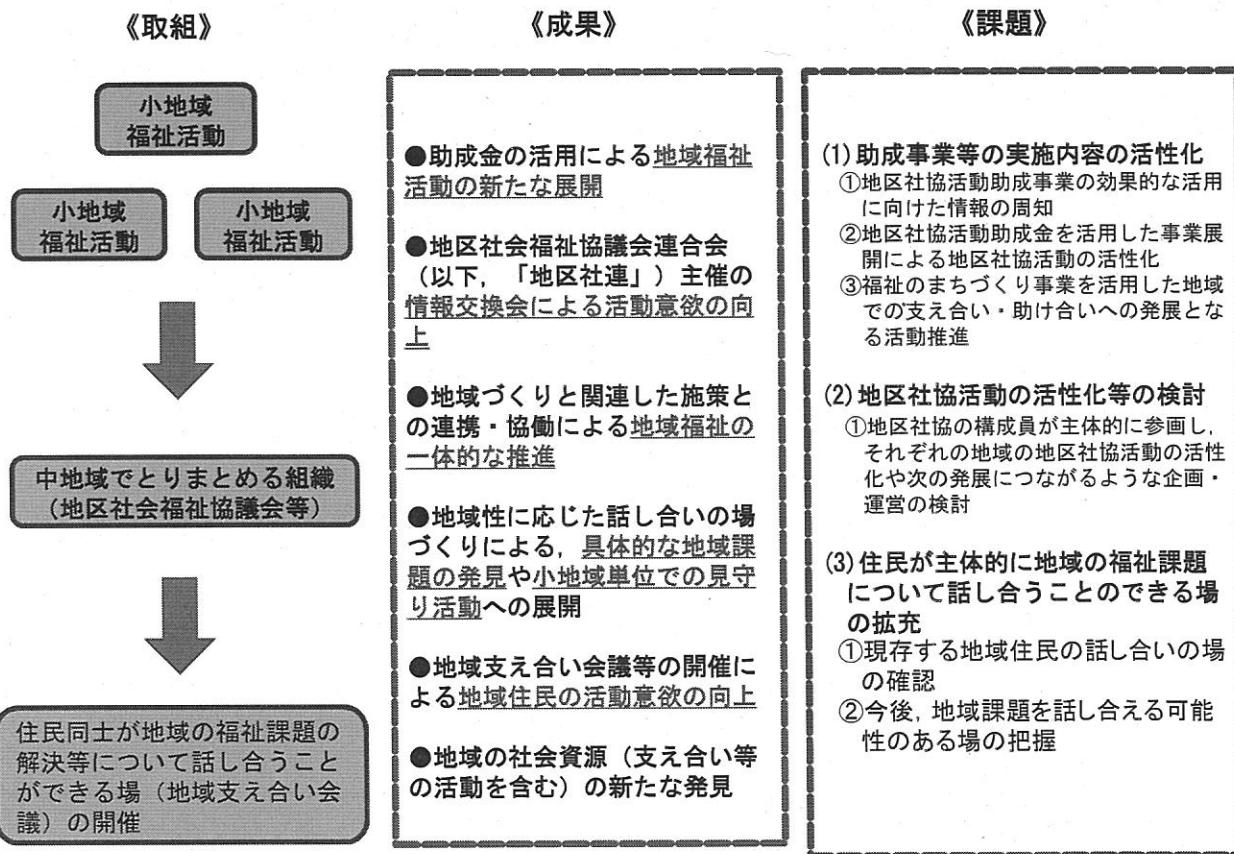


重点

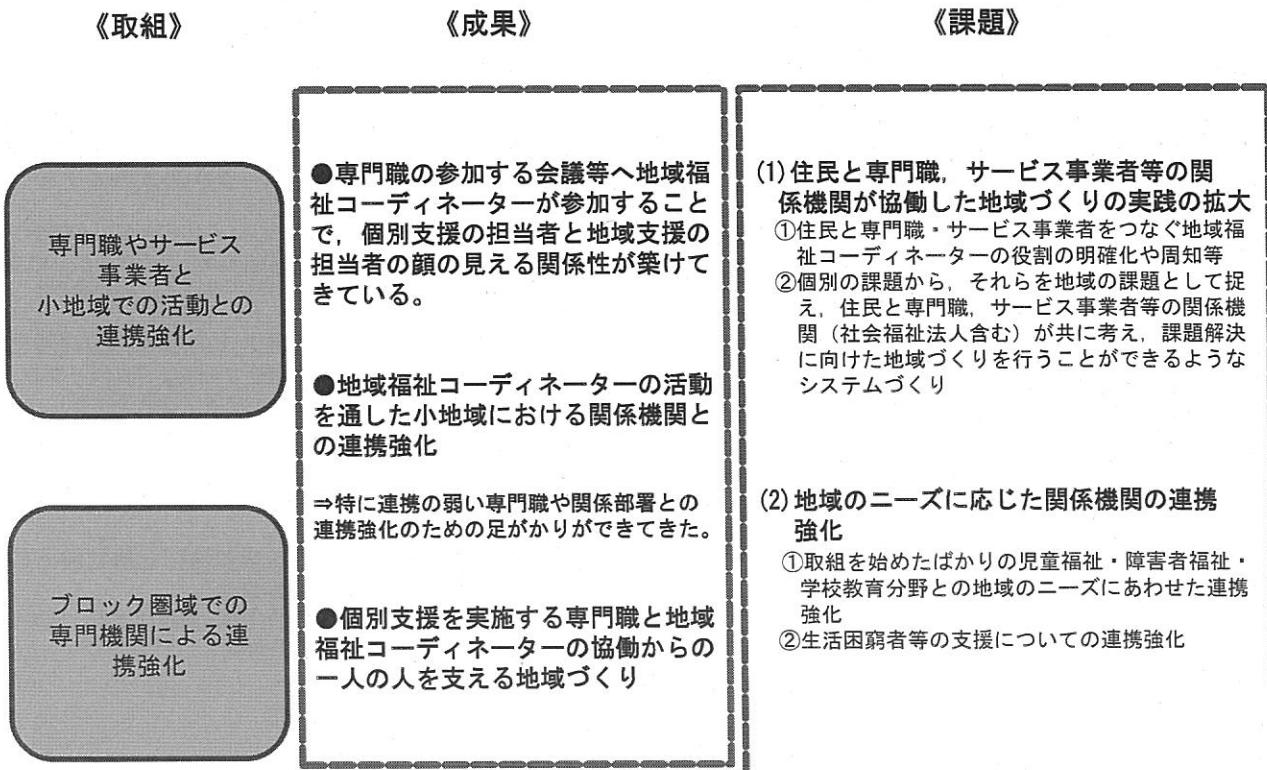
基本目標2 小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見



基本目標3 地域での支え合いの仕組みの構築

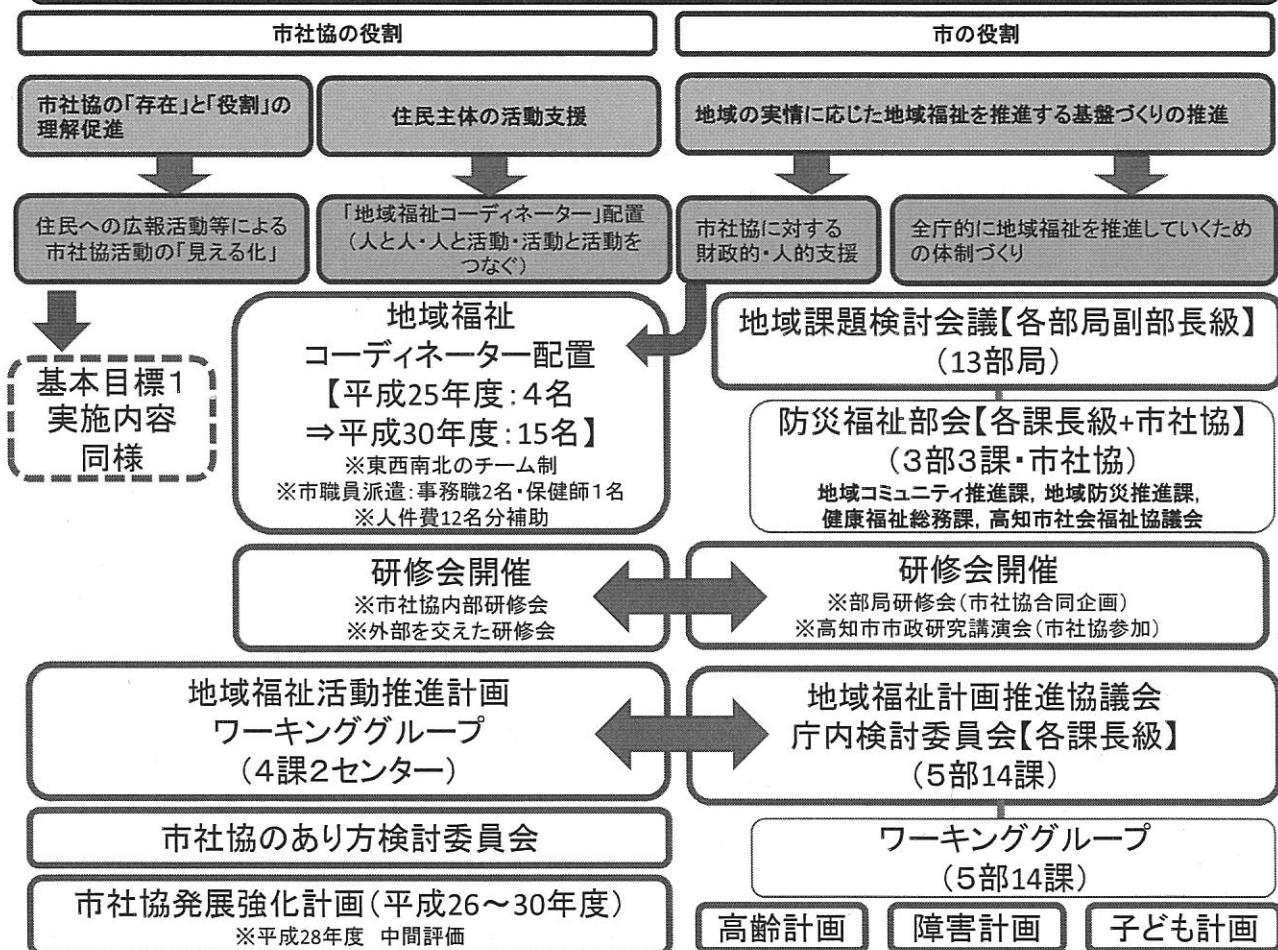


基本目標4 地域ケアネットワークシステムの構築



重点

基本目標5 地域福祉を推進するための体制基盤づくり



《取組》

市社協の役割の見直しと強化

市の役割の見直しと強化

市と市社協との連携強化

《成果》

- 地域福祉コーディネーター増員による地域支援体制の充実
- 庁内関係各課への地域福祉コーディネーターの役割及び活動周知による連携機会の増加
- 児童福祉、母子保健、障害者福祉、高齢者福祉、学校教育分野との連携の推進
- 防災福祉部会の開催を通じた地域防災、地域コミュニティ、地域福祉に関する情報交換及び連携機会の増加
- 市または市社協主催の研修会開催による地域福祉に携わる市職員及び市社協職員の資質の向上

《課題》

- (1) 地域福祉コーディネーターのスキルアップ体制の整備

①全市的に取組を広めていくため、また、多機関との連携・協働した取組を進めていくために、地域福祉コーディネーターのスキルアップが急務
- (2) 高知市各課及び職員の庁内連携体制の強化

①地域福祉計画推進協議会ワーキンググループや、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の推進協議会やそのワーキンググループの活動を通してさらなる横の連携強化
②市職員の地域福祉に係る意識改革や人材の育成
- (3) 地域づくりに関わる関連各課と市社協との協働体制のさらなる強化

①市と市社協相互の情報共有と連携による、他の地域への効果的な展開の検討

《高知市全域における活動の広がり》

(平成25年4月～平成30年3月)

【集いの場づくりの充実】

93ヶ所増加

(地域福祉コーディネーターのかかわり64ヶ所)
(平成25年4月～平成30年3月)

【話し合いの場づくり】

地域支え合い会議＋住民座談会＋支え
合いマップづくり

70回開催
(平成25年8月～平成30年3月)

↓
具体的な活動へと発展 7事例

【救急医療情報キットの普及】

14,661本 普及
(平成25年9月～平成30年3月末)

↓
サロン活動への発展等、見守り体制の構築

(参考:高知市独居高齢者数 34,272人)

【福祉人材の発掘】

※高知市内のみ

676名 (平成26年10月～平成30年3月)
(気くばりさん＋福祉委員)

【ほおっちょけん学習】

18回 1,097名 受講
(平成27年6月～平成30年3月)

高知市 全域図



【ほおっちょけんバッジ】

7,020個 配布
(平成26年10月～平成30年3月末)

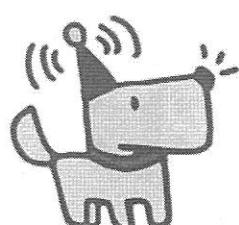
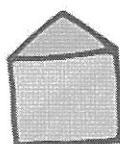
【ほおっちょけんストラップ】

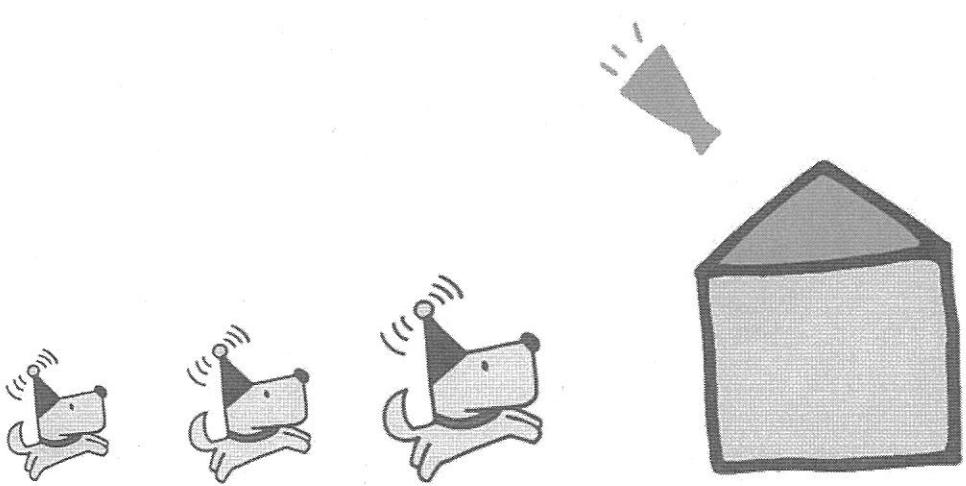
13,097個 配布
(平成27年～平成30年3月末)

【ひまわりプロジェクト】

443ヶ所にて取組を展開
(平成30年3月末現在)

【地区社会福祉協議会連合会の創設(平成26年4月設立)】

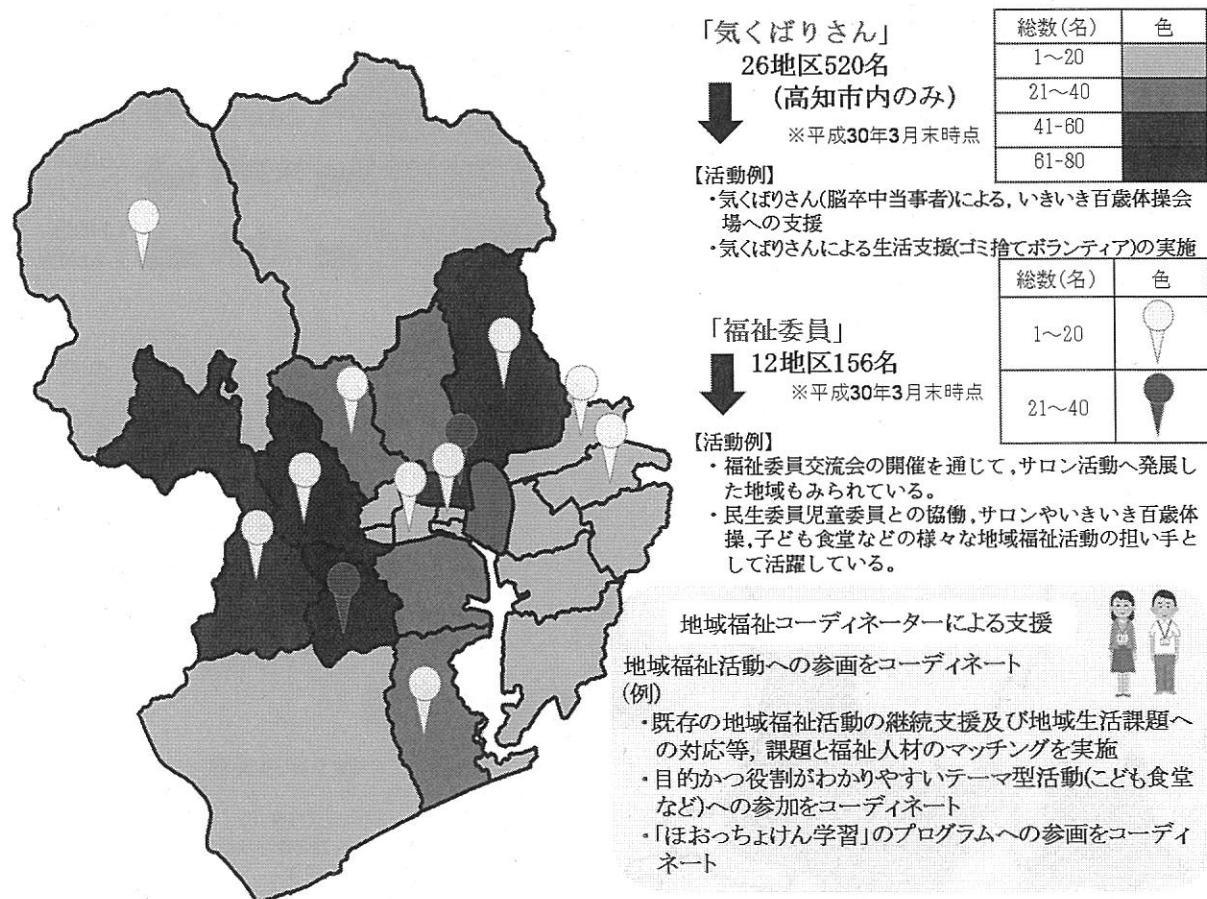




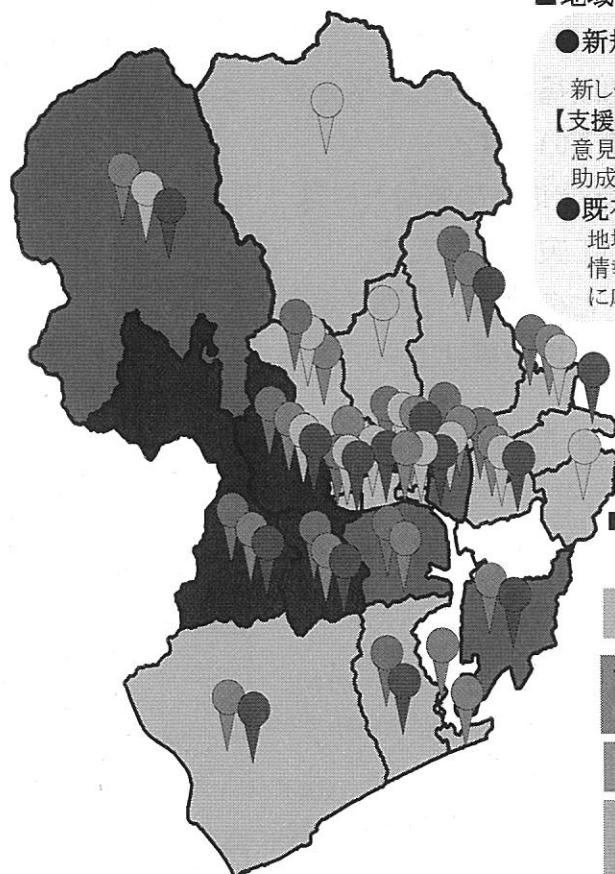
(2) 地域福祉コーディネーターの活動【市社協に配置】

- 第1期計画に基づき市社協に配置した地域福祉コーディネーターは、様々な活動を展開し、住民活動は少しずつ広がってきています。
- しかしながら、その活動の広がりは高知市全域への波及とはなっておらず、今後は、戦略的に全市展開へと広げていく取組の工夫が必要です。
- また、その取組には、多機関（多職種）との連携・協働が重要であることから、これまでの活動の取組を検証するとともに、地域福祉コーディネーターのスキルアップも重要です。

① 福祉人材の発掘と育成



② 集いの場づくり



■地域福祉コーディネーターによる支援

●新規立上げ支援(H25～H30)

新しく立上げられた**93**か所中**64**ヶ所にて立上げ支援を実施
【支援の具体例】

意見交換の場づくり(ファシリテート),ボランティアの確保,
助成金の活用支援,取り組み内容の企画・提案

●既存の場の活用に向けた関係機関との情報共有

地域ケア会議や地域医療カンファレンス等において地域資源の
情報提供を実施。個別支援にあたっている専門職に対して必要
に応じたマッチング支援を実施。

■高知市における集いの場の拡がり

集いの場の箇所数(地区別)

箇所数	色
1～5ヶ所	浅いグレー
6～10ヶ所	濃いグレー
11～15ヶ所	黒

■高知市における集いの場の拡がり

【H25年4月】 【H30年3月】

場所	変化
子育てサロン	7地区 → 14地区 7か所 → 19か所
サロン (高齢・障がい・全年齢)	14地区 → 21地区 29か所 → 63か所
認知症力フェ	未実施 → 16地区 23か所
こども食堂 こどもの居場所	未実施 → 11地区 24か所

③ 話し合いの場づくり



地域福祉コーディネーターによる支援

- ・話し合いの場づくりに向けた働きかけ
- ・話し合いの場づくりの企画(テーマ設定や参加者の構成等),提案,会の運営(ファシリテート)等を支援。
- ・意見の集約・整理・住民計画の策定を支援
- ・関係機関との連携・協働

高齢者支援センター出張所をはじめ,地域の医療機関及び福祉施設等に対して働きかけ,話し合いの場への参加を要請。地域課題に対して,住民と専門職が共に話し合う場づくりを支援している。

話し合いの場づくり

【ワークショップ】

○地区社協単位での取り組み実施

・地域支え合い会議開催支援(延べ**230**回)

・小高坂地区(延べ開催回数**19**回)

【H25取組開始～H30年3月末時点】

・秦地区(延べ開催回数**2**回)

【H29取組開始～H30年3月末時点】

【実践例】

空き家活用サロン,独居高齢者の見守り,子ども見守りパトロール

○小地域(概ね町内会)単位での取り組み実施

・10地区**16**回【H28取組開始～H30年3月末時点】

【実践例】

見守りの仕組みづくり,世代間交流イベントの実施
住民の困りごとの把握ができる仕組みづくり

【支え合いマップづくり】

小地域における話し合いの場づくりの手法として積極的に活用
実施回数:**33**回【H25取組開始～H30年3月末時点】
(避難行動要支援者対策会)

【実践例】

要支援者のサロンへの誘い出し,交流イベントの実施

(3) 生活支援相談センターの設置【市から市社協へ委託】

平成25年6月の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」のとりまとめを踏まえ、モデル事業として生活支援相談センターを立ち上げ、地域福祉課題の中の生活困窮への対応に取り組みました。

◆平成25年10月、「高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会」の発足

※全国で初の方式

【構成】高知市、高知市社会福祉協議会、高知公共職業安定所、
こうち若者サポートステーション（高知県社会福祉協議会）

◆平成25年11月、高知市生活支援相談センターの開所

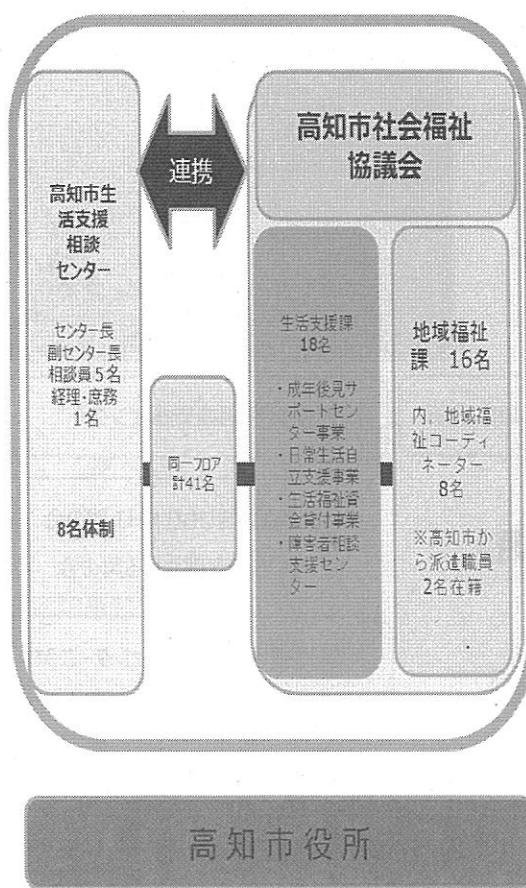
- ・運営協議会方式にて、市と市社協の職員で運営
- ・高知市社会福祉協議会（「地域福祉活動推進計画」による地域福祉関係部門、成年後見サポートセンターなど権利擁護部門）も同じフロアに入居

◆平成28年4月、運営協議会を解散し、市社協との委託契約を開始

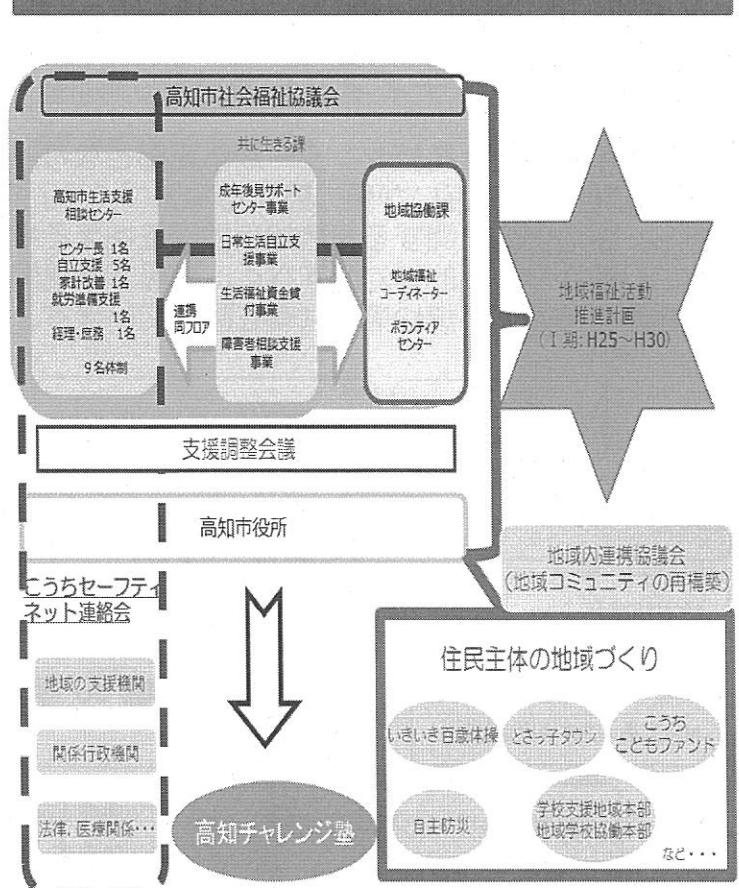
高知市生活支援相談センター 三原則

- 総合的な相談窓口として全ての相談をことわらない
- 困難な状況でも当事者への支援をあきらめない
- 課題の解決につながるまでなげださない

○平成26年度当時の体制

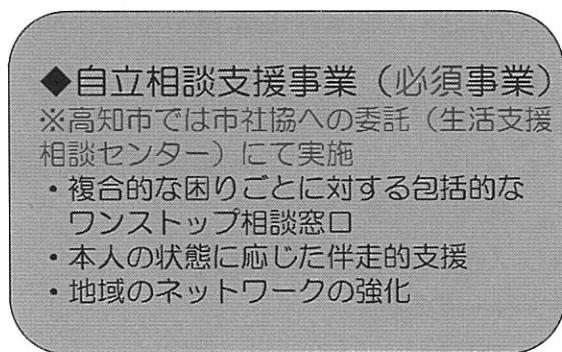


○平成30年10月現在の体制



【高知市生活支援相談センターの取組内容】

●自立相談支援事業等の実施



◆就労訓練を行う事業所の認定
※高知市では3事業所が存在
・民間事業所における清掃、作業等の訓練

本人の状況に応じた支援

◆住居確保給付金の受付（必須事業）
※平成25年11月よりモデル事業開始。平成28年4月より市社協へ委託。
・就職活動を支えるための家賃給付手当

◆就労準備支援事業（任意事業）
※平成30年10月より事業開始。
・一般就労に向けた基礎能力をつける

◆家計改善支援事業（任意事業）
※平成27年8月より事業開始。日本FP協会への委託方式をあらため、30年4月より、自立相談支援員1名を家計改善支援員に置き換える形で実施。
・家計の状況の「見える化」、滞納の整理

◆一時生活支援事業（任意事業）
※平成27年度より事業開始。市社協、高齢者福祉生活協同組合へ委託。
・ホームレス等に対する一定期間のシェルター（一時的な衣食住を提供）

◆子どもの学習支援事業（任意事業）
※平成23年度より事業開始。NPO高知チャレンジ塾へ委託で実施。
・「貧困の連鎖」防止のための学習支援

【高知市生活支援相談センター初期相談件数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談件数	690	617	663
プラン作成件数	68	142	216
支援終了件数	58	66	91
支援中断件数	7	8	4

●こうちセーフティネット連絡会の開催

高知市生活支援相談センターが事務局となり、定期的に開催。「お互いが顔の見える関係づくり」を目指し、生活困窮に関する複合的な課題を抱える相談者に迅速かつ包括的に対応すべく、関係する機関・団体同士の連携協議や情報共有を図っています。



こうちネットトップ

高知市生活支援相談センター

高知市役所

高知県女性相談支援センター

よりそいホットライン

特定非営利法人
はすのは

NPO 法人あまやどり高知

10 団体（平成 25 年 12 月）

全国ひきこもり KHJ 親の会
高知県支部やいろ鳥の会

発達障害者就労支援センターこうち
MIRAIZ

26 団体（平成 30 年 9 月）

高知医療生活協同組合
潮江診療所

高知県地域生活定着支援センター

他 14 団体

(4) 市役所庁内共通理解の促進に向けて

地域共生社会の実現のためには、全庁的な取組が欠かせないことから、職員への周知に取り組みました

◆庁内関係課との情報共有と協議

健康福祉部：7課

介護保険課、高齢者支援課、障がい福祉課、福祉管理課、地域保健課、健康増進課、
保険医療課

こども未来部：4課

子育て給付課、母子保健課、子ども育成課、子ども家庭支援センター

市民協働部：3課

地域コミュニティ推進課、暮らし・交通安全課、人権同和・男女共同参画課

防災対策部：2課

防災政策課、地域防災推進課

総務部：2課

政策企画課、行政改革推進課

5部18課の課長・課長補佐等に、また【教育委員会】にも地域共生社会の実現に向けた動きを説明

◆全庁的研修の実施

○総務部政策企画課主催の全庁的研修を2回実施

- ・平成30年2月13日 山崎史郎さん講演会
「地域共生社会の構築に向けて」
- ・平成30年4月23日 奥田知志さん講演会
「生活困窮者支援30年の軌跡」



◆庁内関係課（担当者）との意見交換の実施

○地域共生社会実現に向けた取り組むべきことについての共有

- ・平成29年度 1回実施（地域福祉計画庁内検討委員会WG 5部14課）
- ・平成30年度 3回実施（地域福祉計画庁内検討委員会WG 5部14課）

○相談支援に関する現状の情報共有、相談支援包括化推進員の役割についての検討

- ・平成29年11月14日(2部6課)
- ・平成30年 1月26日(2部4課)
- ・平成30年 4月27日(2部7課)

《指標結果》

【全体目標 指標】

指標		結果 (%)		目標値 (平成 30 年)
		平成 24 年	平成 30 年	
地域の活動やボランティア活動への参加状況	「参加している」人の割合	17.2	16.8	50.0%
地区社協の周知度	「名前も活動の中身もよく知っている」「名前は知っており活動内容も少しは知っている」と答えた人の割合		21.6	50.0%

【基本目標 指標】

目標	指 標	結果 (%)		目標値 (平成 30 年)	
		平成 24 年	平成 30 年		
基本目標 1	住民同士の助け合いの必要性	「必要だと思う」「あった方が良い」と答えた人の割合	88.6	80.9	
	今後の地域活動への参加意向	「ぜひ参加したい」「友人などが一緒に参加したい」「時間ができたら参加したい」「学習の機会があったら参加したい」と答えた人の割合 ※平成 30 年は「現在している活動を継続したい」を含む	69.6	43.1	
基本目標 2	住んでいる地域の助け合いの現状	「お互いに助け合っていると思うか」(地域福祉に関するアンケート調査)について、「大変そう思う」「そう思う」と答えた人の割合	市民	40.5	
			民生委員	46.1	
基本目標 3	地域支え合い会議を開催している地区社協の数 (27 地区中)		〇地区	2地区	
基本目標 4	—		—	—	
基本目標 5	市社協の周知度	「名前も活動の中身も良く知っている」「名前は知っており活動内容も少しは知っている」と答えた人の割合	市民	17.6	
			民生委員	87.7	

※2018(平成 30)年： 市民アンケート N=1,345 民生委員アンケート N=583

2 地域福祉を取り巻く環境の変化

《地域福祉をめぐる現状》

急速に進む少子高齢化の中で、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

- 高齢や障害、介護や子育て、生活困窮などさまざまな理由により、自分や家族だけでは問題を解決することができず、生きづらさを感じている人が増えています。
- 地域の人間関係や家族関係の希薄化が進み、介護や子育て等を相互に助け合う支えあいの機能が低下しています。
- 独居高齢者の増加や生活困窮やひきこもりなど、社会とのつながりを無くし社会的に孤立している人が増加しています。
- 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居する世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、地域における福祉課題は、多様化・複雑化して深刻な状況が見受けられ、社会問題となっています。
- これら複合的な要因により、個別のサービスが利用できない、利用できても問題の解決に至らない“制度の狭間”にある人が増えています。
- 自殺の要因は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な問題が重なっていると考えられています。
- 地域福祉の課題に対して、待ちの姿勢ではなく、解決が困難な状態となる前に早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要ですが、早い段階の支援は受け入れられにくい場合や、本人や家族に困っている自覚がない場合もあり、必要なタイミングで必要な支援が届けられるよう重層的な支援体制が求められています。

《国の動向》

国においては、これらの福祉課題の対応に向けた地域福祉の推進を念頭に様々な検討がなされ、医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステム”や生活困窮者自立支援制度の創設、障害者差別解消法の施行、成年後見制度の利用促進など、行政をはじめ、関係機関や地域の団体、事業者とともに、住民が連携して取り組んでいく方針が出されています。

また、高齢者や障害のある人、子どもなどすべての人々がそれぞれ役割を持ち、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、地域力の強化と多機関協働の包括的支援体制の構築が求められています。

こうした社会情勢や国の動きをふまえ、「第2期高知市地域福祉活動推進計画」を策定しました。

《高知市の状況》

◆ 人口および世帯数

		平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
総人口	人	341,762	339,166	330,765
男	人	159,210	158,066	154,446
女	人	182,552	181,100	176,319
総世帯数	世帯	157,308	161,788	163,539
1 世帯あたりの人員	人	2.17	2.10	2.02

※ 各年7月1日現在の住民基本台帳人口による

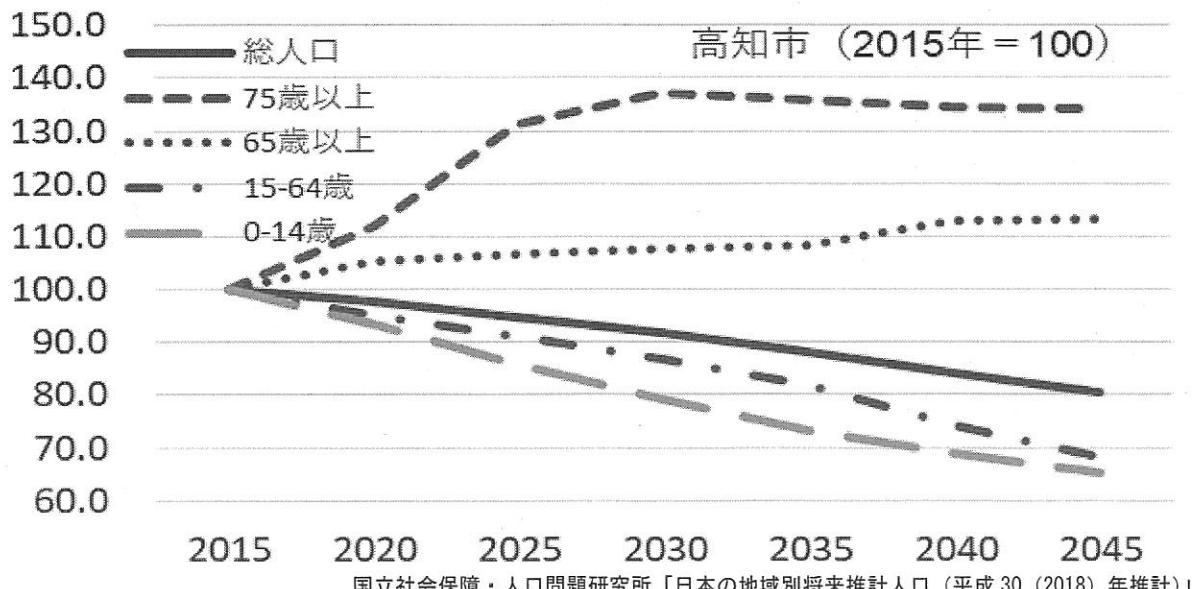
- 平成 20 年以降の変化をみると、総人口は約 11,000 人減少していますが、世帯数は徐々に増加し、1 世帯あたりの人員は減少しています。

◆出生数および死亡数

		平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
出生数	人	2,935	2,815	2,619
死亡数	人	3,282	3,596	3,813

- 年間出生者数は、この 10 年間で 316 人減少していますが、死亡者数は 531 人増加しています。

◆年齢階級別人口変化の推計



- 総人口および 0~14, 15~64 歳人口は減少し続け、65 歳以上人口はゆるやかに増加、75 歳以上人口の増加は 2030 年をピークに、ゆるやかに減少し始めると推計されています。

《新たな取組と希望》

一方、この間の取組の中で、私たちの住んでいる地域には、今まで知られていなかった多くの宝（「知恵」「人材」「資源」）があることに気づきはじめました。自分たちが住みたい地域を自分たちでつくる、地域でできることを探し、宝を活かし、発展させていこうとする住民主体の地域づくりの取組が市内の各地域で進められています。

福祉関係者で福祉課題に対応するための地域貢献事業を推進しようと、社会福祉法人連絡協議会が結成されるなど、新たな取組も開始されようとしています。

複雑・多様化する福祉課題や人口減少社会の中、福祉課題の解決や地域の文化や環境、地域の持続可能性をどのように確保していくか、という危機感と同時に、そこには、地域の課題解決力、地域の力を強くしていこうとする将来への希望があります。

公的サービスの充実とあわせ、地域住民が主体となって助け合いながら、誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような地域づくりの取組をより強く、大きくしていくことが求められています。

3 「地域共生社会」の実現に向けて

「地域共生社会」とは、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が主体となって助け合いながら、適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた社会です。

「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域の関係団体・事業者や住民、行政等が「つながる」ことにより協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を越え、みんなでみんなを支え合うことが大切であり、地域福祉の推進は欠かせないものです。

そのためには、「自助」、「共助」、「公助」の3つの“助”を重層的に組み合わせ実践していくことが大切です。

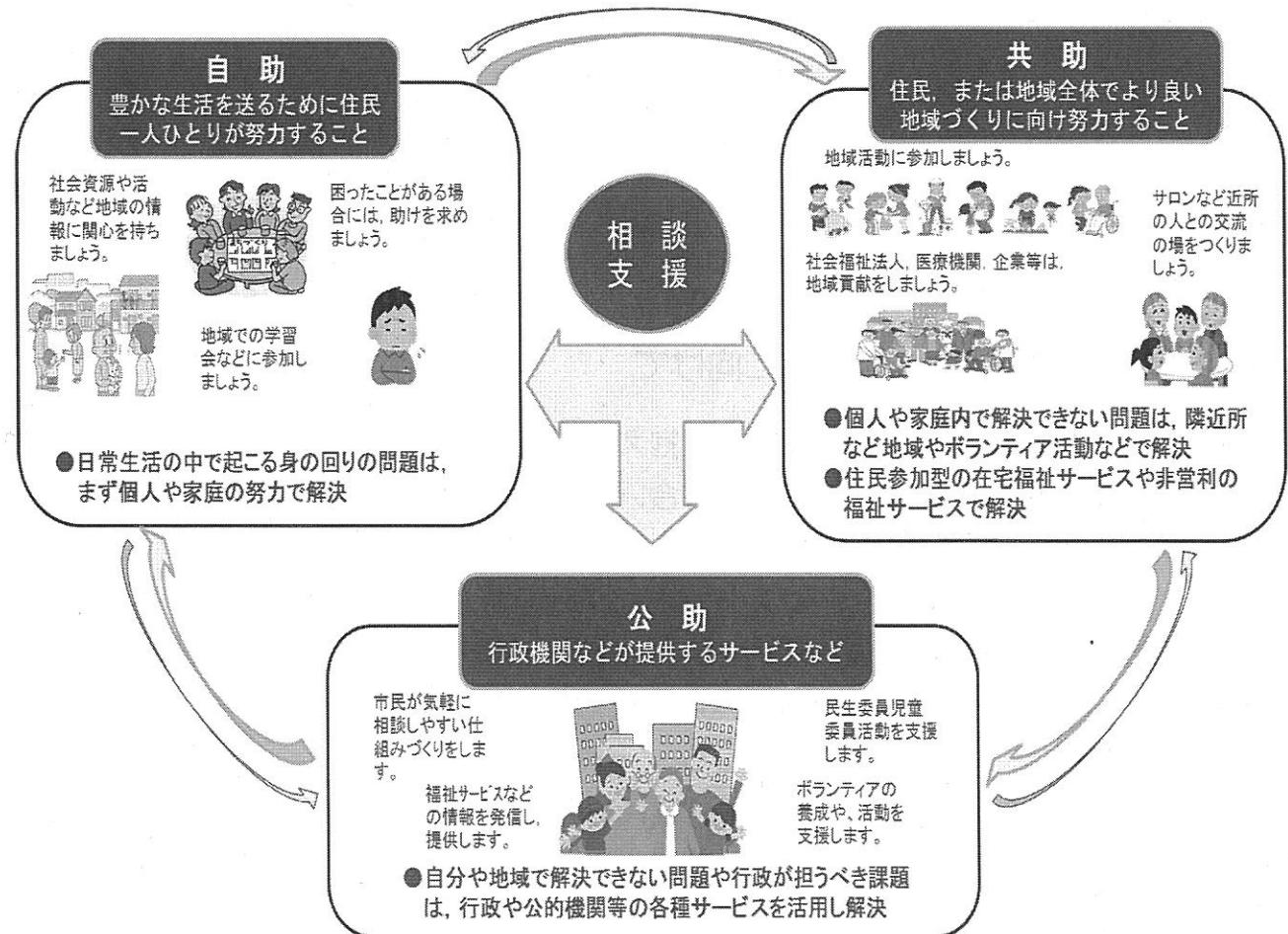
「自助」「共助」「公助」

「自分らしい生活を人生の最期まで続けたい・・・」

「自分の生き方は自分で決めたい・・・」

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることは、住民みんなの願いです。そのために、私たち自身ができること、ともに支え合い助け合いながらできることは何でしょう。

まず、この「自助」「共助」「公助」の理解を深めましょう。



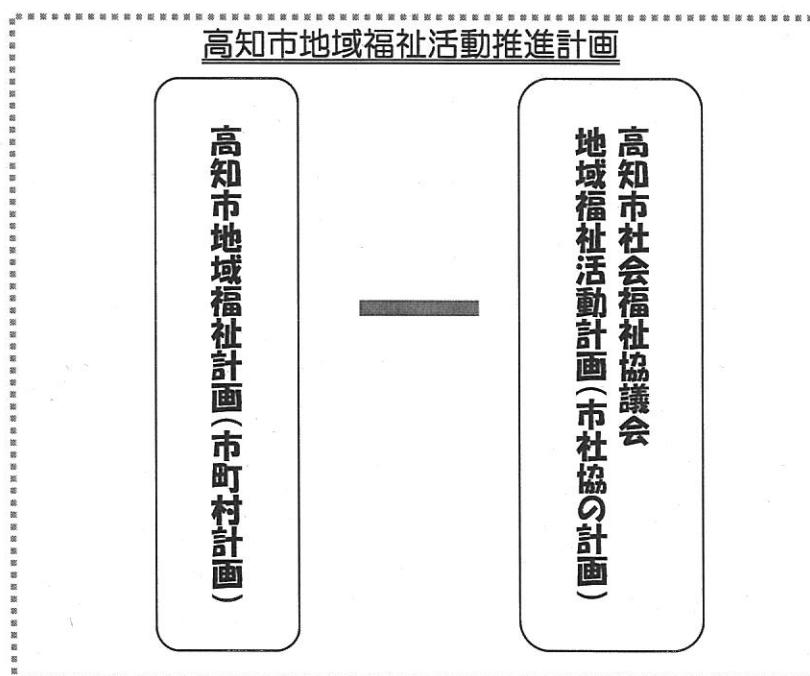
「地域共生社会」の実現に向けては、地域福祉の推進が不可欠であり、住民それぞれが家庭で「自助」を、地域の中では「共助」をお互いに理解し、実践していくことが重要です。

お互いに支え合い助け合う“向こう三軒両隣”の地域社会の実現には、この3つの“助”を適切かつ効果的に展開していくことが重要です。

4 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村計画である「高知市地域福祉計画」と市社協の計画である「高知市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進する計画として、高知市地域福祉活動推進計画とします。



●地域福祉計画（市町村計画）

社会福祉法第 107 条に基づく計画

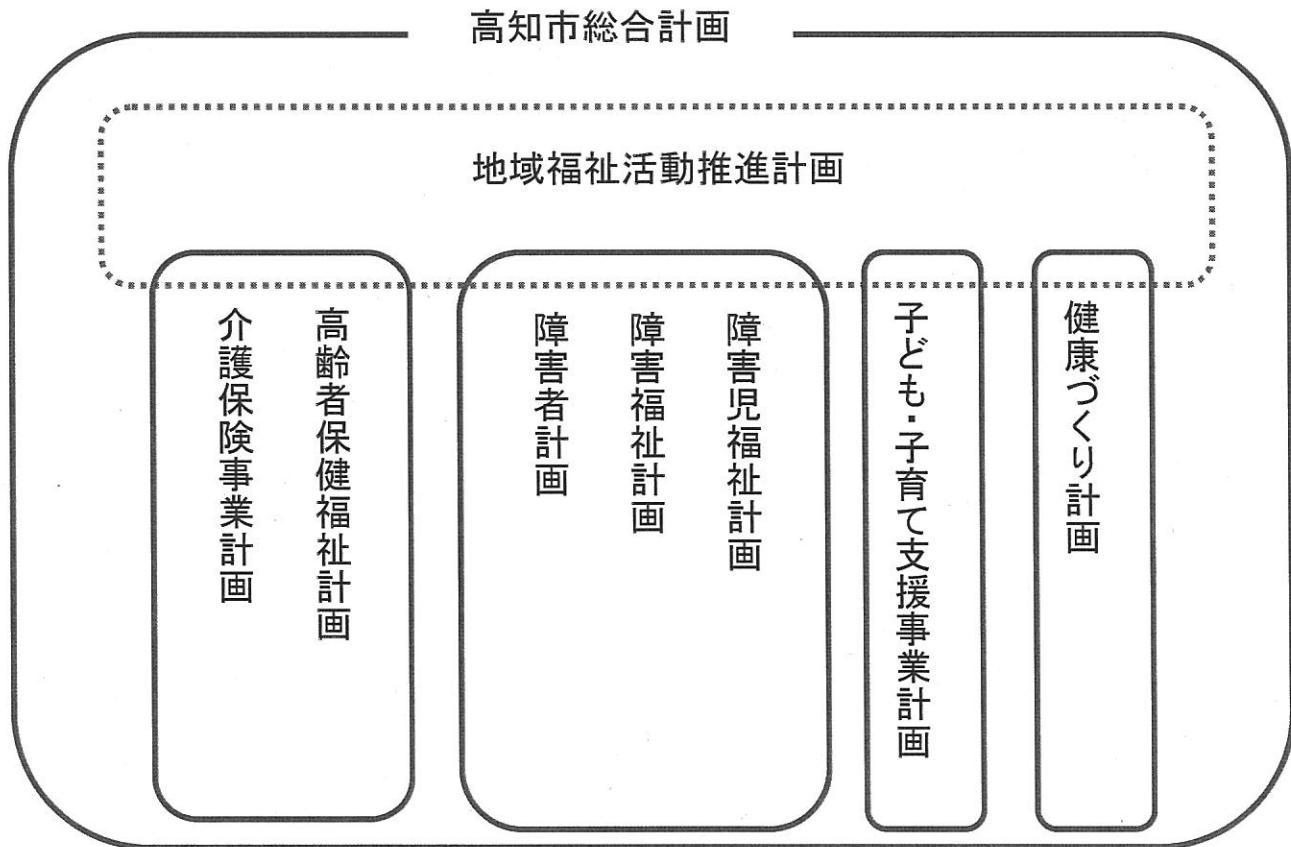
市町村が、地域福祉を推進するために、地域の実情に応じて方向性を示し、必要とされる施策などを明らかにするものであり、社会福祉協議会や地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者、ボランティア団体等のさまざまな組織が、地域福祉推進に主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくかをまとめたものです。

●地域福祉活動計画（市町村社協計画）

市町村社会福祉協議会が、地域住民やボランティア団体、N P O、社会福祉事業所などとともに、相互に協力して福祉課題の解決に取り組むための計画です。

(2) 高知市総合計画等との関係

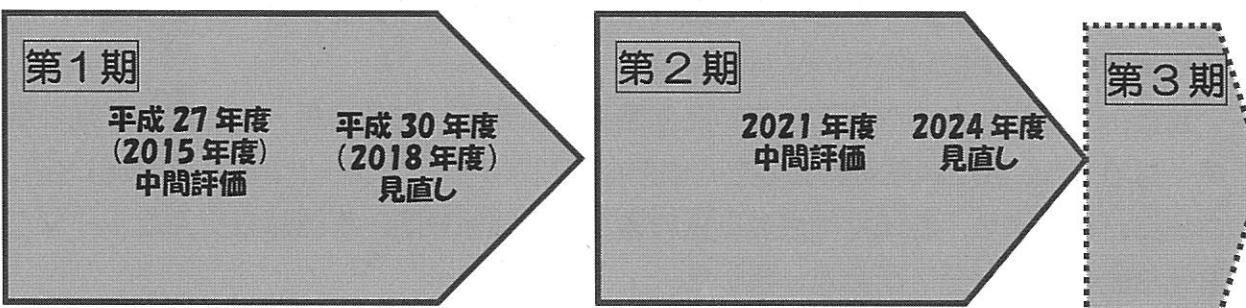
高知市地域福祉活動推進計画は、高知市総合計画を上位計画とし、また、福祉の各分野における共通事項を定め、関連する各計画（下記図参照）の上位計画として位置づけます。



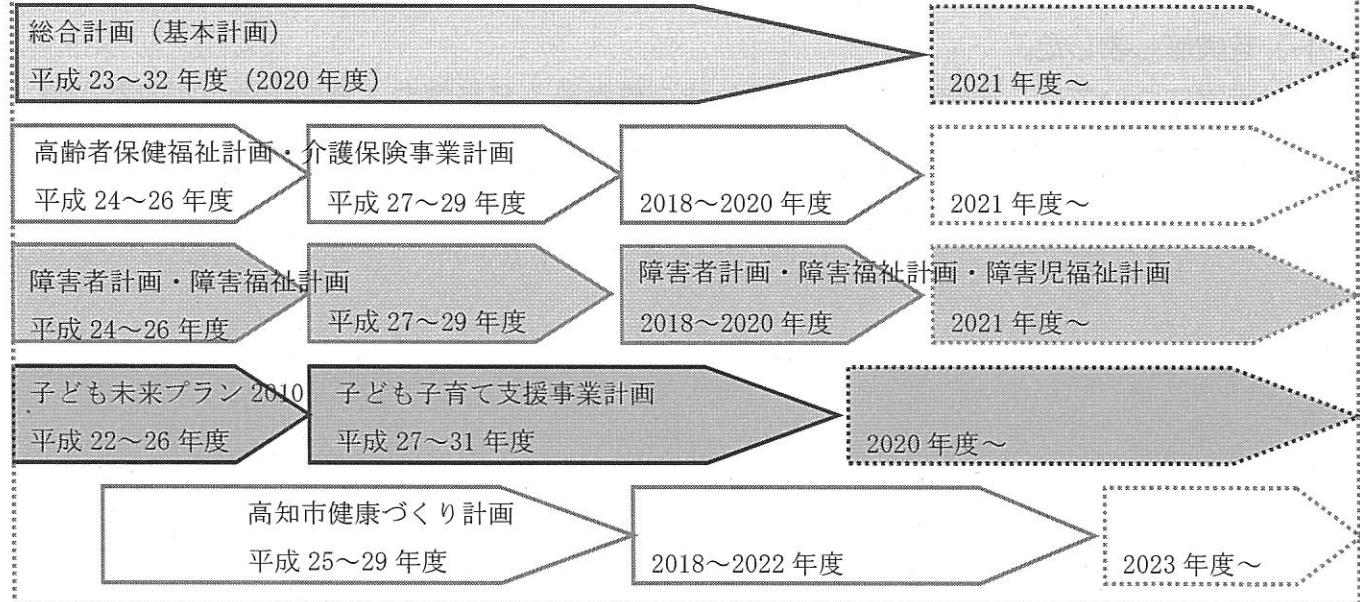
5 計画期間

本計画は、2019年度（平成31年度）から2024年度までの6年間の計画です。また、2021年度に中間評価を予定しています。

2013年 2015年 2019年 2021年 2025年
平成25年 27年 31年



● 地域福祉計画以外の計画



6 計画策定への取組 ※詳細経過は資料編参照

計画策定の事務局体制として、市と市社協の合同事務局を設置しました。

市では、健康福祉部、市民協働部、防災対策部、こども未来部、教育委員会関係各課の職員で構成する庁内検討委員会を設置し、課題分析や具体的な施策の検討を行いました。また、必要に応じて、関係各課と連携を取りながら検討を行いました。

市社協では、総務調整課、地域協働課、共に生きる課、在宅生活応援課、障害者福祉センター、土佐山センターたきゆりの職員で構成するワーキンググループを設置し、課題分析や具体的な施策の検討を行いました。

また、20歳以上の市民の方々や民生委員児童委員、町内会長・自治会長、福祉委員・気くばりさん、専門職を対象とした「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。さらに、日頃より、地域福祉活動に携わる方々や関係機関、専門職を交えたテーマごとの意見交換会を6分野7回実施しました。

これらの結果や意見をもとに、事務局で計画原案を作成し、その後、市民の方々から計画案に対して広くご意見をいただくため、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施しました。

計画案については、市民の中から選ばれた公募委員1名を含む「高知市地域福祉計画推進協議会」で審議を経て策定しました。

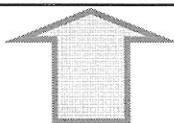
7 計画策定体制

高知市地域福祉計画推進協議会

地域福祉計画推進協議会

役割：計画素案検討審議、計画原案検討審議・了承
委員数：15名（うち公募委員1名）

パブリック・コメント



計画素案・計画原案の提示
現計画の評価

合同事務局

役割：具体的方策の検討、計画素案・計画原案の作成

庁内検討委員会

高知市社会福祉協議会

ワーキンググループ

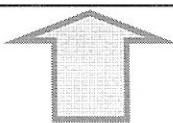
総務調整課
地域協働課
共に生きる課
在宅生活応援課
障害者福祉センター
土佐山センターたきゆり

高知市

（事務局：健康福祉総務課）

ワーキンググループ

介護保険課
障がい福祉課
福祉管理課
健康増進課
高齢者支援課
地域防災推進課
人権同和・男女共同参画課
地域コミュニティ推進課
子育て給付課
子ども育成課
母子保健課
教育政策課
人権・こども支援課
健康福祉総務課



計画策定のための現状・課題の把握、分析、課題の検討、解決の方策に関するアイデアの提示

意見交換会

対象：地区社会福祉協議会
高齢分野、障害分野、障害児分野
相談支援分野
市民啓発分野
地域の人材育成及びボランティア活動
分野

地域福祉に関するアンケート調査

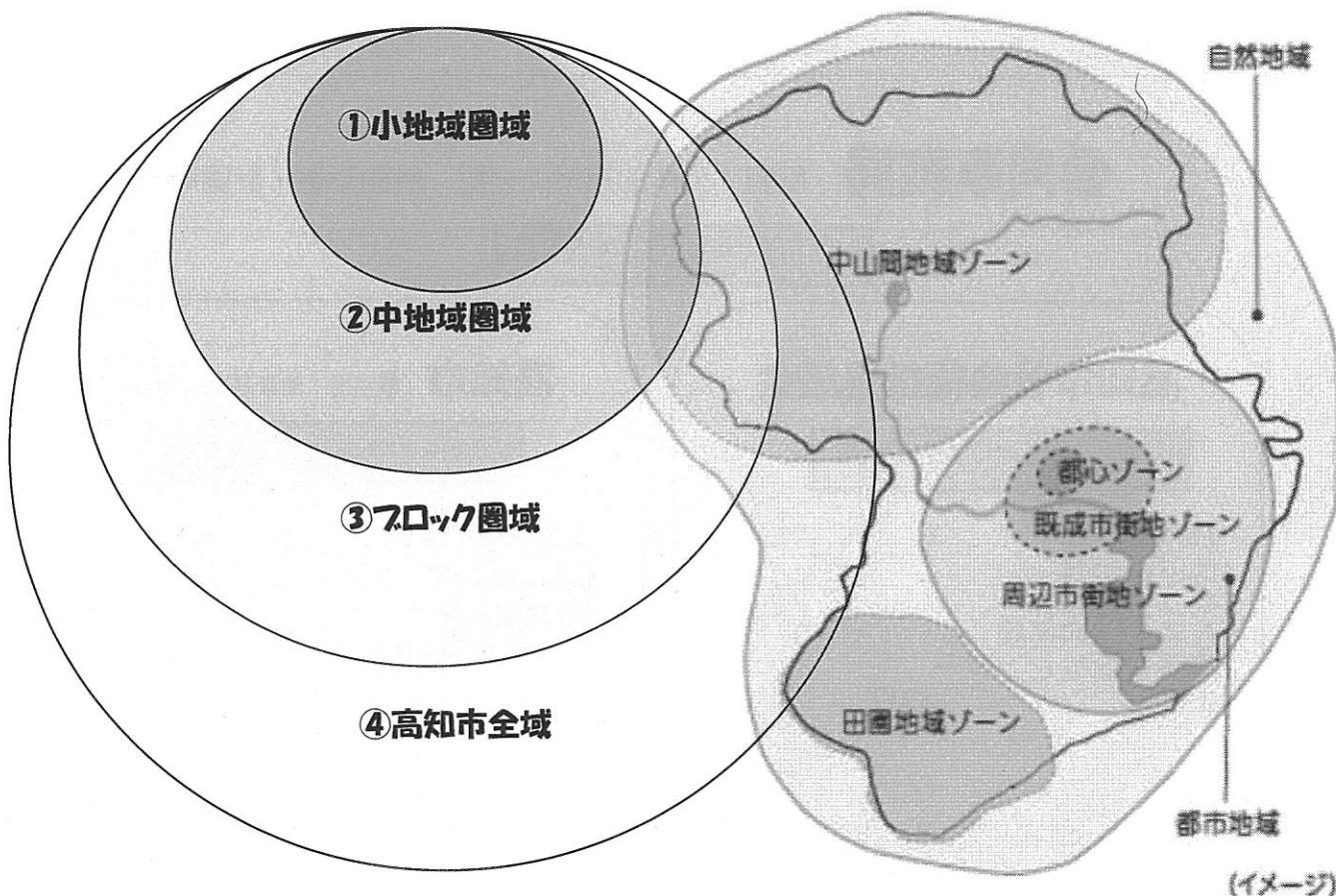
対象：20歳以上の高知市民
民生委員・児童委員
町内会長・自治会長
福祉委員・気くばりさん
専門職

8 地域（圏域）について

地域福祉に係る取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。

そのため、本計画では地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、次のとおり重層的なものとしてとらえています。

それぞれの課題に応じて、適切な圏域を設定し取組を進めていくことが重要です。



① 小地域圏域

【出典：2011 高知市総合計画】

約 1,100 の町内会・自治会、公民館活動、約 360 のいきいき百歳体操、隣近所の助け合い、サロン活動等の住民主体の活動単位とする圏域

② 中地域圏域

地区社会福祉協議会や小学校・中学校区を単位とする圏域

③ ブロック圏域

高知市を東西南北4つに分けた圏域

④ 高知市全域

第2章

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる
支え合いのあるまち**

【スローガン】

地「参」地「笑」 福祉でまちづくり
～ 地域の宝(社会資源)を活かした「つながりのあるまちづくり」～

※地「参」地「笑」とは、地域福祉活動へ積極的に参加して、地域に笑顔があふれる暮らしをつくっていくことです。

社会福祉の問題は、日常生活を送るうえで誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるその日まで多かれ少なかれ、必要に応じ、誰かからの支援を受けて問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、知人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の誰かと「つながる」ことにより、援助や支援を得て問題を解決しながら生活を送っています。

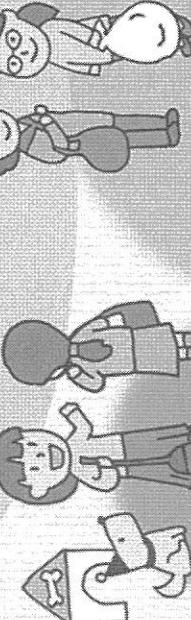
本市の目指す「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現のためには、行政や地域福祉コーディネーターなどが地域の活動や人と人との「つなぐ」支援をする役割を果たすことで地域の関係団体・事業者や住民、行政等が「つながり」を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域づくりに参画していくことが大切です。

【つながりのあるまちづくり】のイメージ

住民

【住民ひとりひとりが「つながる」、地域で「つながる」】

- 「おたがいさま・まちよけん」の思い
- 見守り、支え合い



つながる
つながる



【「つなぐ」機能】

- 高知市福祉協議会の
地域福祉コーディネーターなど



地域の多様な主体
(NPO、社会福祉法人、医療機関、企業等)

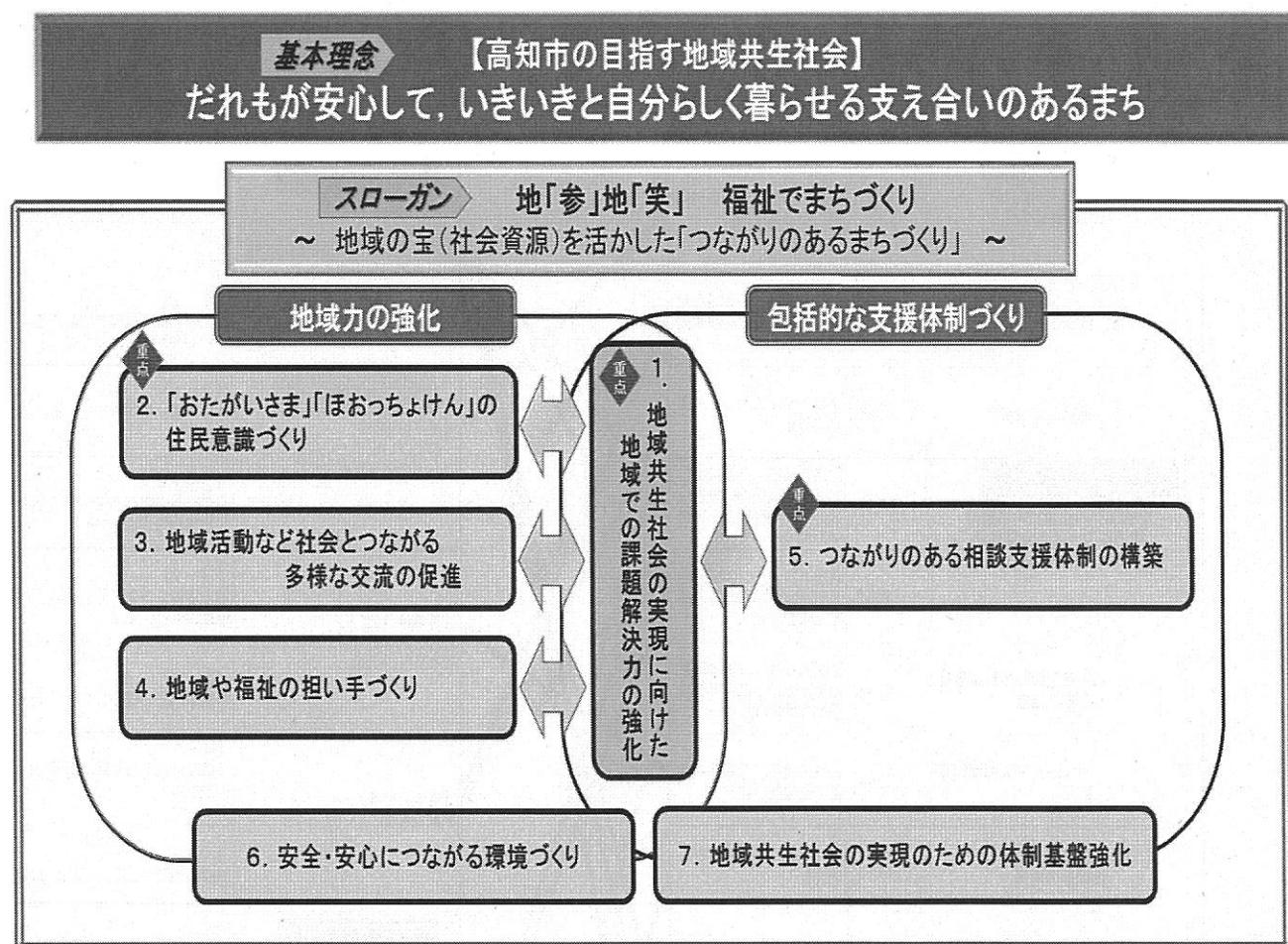
【各団体が「つながる」、地域と「つながる」】

- 多職種連携
- 地域貢献
- 包括的な支援体制づくり



2 基本目標

基本理念「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現に向け、次の7つの基本目標を設定し、住民主体の課題解決力の強化と包括的な支援体制づくりに取り組みます。



なお、3つの基本目標を、基本理念の実現に向けた重点基本目標として位置づけます。

＜第2期 重点基本目標＞

- 基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化
- 基本目標2 「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり
- 基本目標5 つながりのある相談支援体制の構築

第1期計画
【2013~2018年度】

【基本理念】
誰もが安心して暮らせる支え合いのあるまちづくり

第2期計画
【2019~2024年度】

【基本理念】
だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

基本目標 方策		課題	
第1期 重点目標	「おたがいさま」の住民意識づくり	課題①	啓発プログラムや福祉教育のさらなる検討
1-1 きっかけづくり		課題②	幅広い年代層の地域福祉活動推進のための福祉人材の育成
1-2 福祉人材の育成		課題③	ボランティアセンター機能の強化
第1期 重点目標	小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見	課題①	地域住民による地域のニーズ（支援の必要な人）の早期発見のための体制整備
2-1 住民主体の小地域福祉活動の推進		課題②	住民が主体的に地域課題及び地域生活課題を把握する機会の拡大
2-2 地域のニーズの早期発見		課題③	防災と福祉の一體的な取り組みを通じた効果的な活動展開の検討
地域での支え合いの仕組みの構築		課題④	地域の実情に応じた共生型の居場所づくり
3-1 地域の各種団体・組織等の連携強化		課題①	助成事業等の実施内容の活性化
3-2 地区社協（小地域の福祉活動を中心地域でとりまとめる組織）への支援と連携		課題②	地区社協活動の活性化等の検討
地域ケアネットワークシステムの構築		課題③	住民が主体的に地域課題について話し合うことのできる場の拡充
4-1 専門職やサービス事業者と小地域での活動との連携強化		課題①	住民と専門職、サービス事業者等の関係機関が協働した地域づくりの実践の拡大
4-2 ブロック圏域での専門機関による連携強化		課題②	地域のニーズに応じた関係機関の連携強化
第1期 重点目標	地域福祉を推進するための体制基盤づくり	課題①	地域福祉コーディネーターのスキルアップ体制の整備
5-1 市社協の役割の見直しと強化		課題②	高知市各課及び職員の府内連携体制の強化
5-2 市の役割の見直しと強化		課題③	地域づくりに関わる関連各課と市社協との協働体制のさらなる強化
5-3 市と市社協の連携強化			

基本目標	施策の方向性
第2期 重点目標	
【基本目標1】地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化	【1-1】住民主体の地域福祉活動の推進
【1-2】地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり	【1-2】地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進
第2期 重点目標	【2-1】地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進
【基本目標2】「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり	【2-2】保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発のしくみづくり
【基本目標3】地域活動など社会とつながる多様な交流の機会づくり	【3-1】地域活動につながる多様な交流の機会づくり
【基本目標4】地域や福祉の担い手づくり	【3-2】多様な社会活動のしくみづくり
【5-1】地域における見守り体制の強化と相談機能の充実	【4-1】多様な担い手の発掘と育成のしくみづくり
【5-2】相談支援機関の連携体制の構築・強化	【4-2】既存の活動をつないでいく支援
第2期 重点目標	
【基本目標5】つながりのある相談支援体制の構築	【5-1】暮らしやすい生活環境の整備
【基本目標6】安全・安心につながる環境づくり	【5-2】災害時対策の充実
【基本目標7】地域共生社会の実現のための体制基盤強化	【6-1】市社協の役割の明確化及び機能強化
	【6-2】市の役割の明確化及び機能強化

高知市地域福祉活動推進計画（2019～2024 年度）

【 指標・目標 】

指 標		2018年 結果 (平成30年)	→ 2024年 目標
基本目標1	地域の活動やボランティア活動への参加「参加している」人の割合	【市民アンケート】 16.8%	【市民アンケート】 50%
基本目標2	専門職の地域福祉コーディネーターの活動内容の周知度「名前も活動の中身もよく知っている」「名前は知っており、活動内容も少しあは知っている」人の割合	【専門職アンケート】 68.5%	【専門職アンケート】 90%
基本目標3	助け合いが「必要だと思う」「あった方がよい」人の割合	【市民アンケート】 80.9%	【市民アンケート】 95%
基本目標4	今後の地域活動へ「現在している活動を継続したい」「ぜひ参加したい」「友人などが一緒になら参加したい」「時間ができたら参加したい」「学習の機会があったら参加したい」人の割合	【市民アンケート】 43.1%	【市民アンケート】 80%
基本目標5	住んでいる地域（担当区域）の助け合いがあるかどうかに対して「大変そう思う」「そう思う」人の割合	【市民アンケート】 26.9% 【民生委員アンケート】 61.2%	【市民アンケート】 50% 【民生委員アンケート】 70%
基本目標6	「福祉委員」「気くばりさん」の地域の活動やボランティア活動への参加率「参加している」「参加していないが参加したことがある」人の割合	【福祉委員・気くばりさんアンケート】 61.7%	【福祉委員・気くばりさんアンケート】 80%
基本目標7	住民の身近な地域でのなんでも相談窓口の設置か所数（社会福祉法人・民間の事業所での設置も含む）	0か所	40か所
	高知市総合計画 実施計画、高知市強靭化計画、高知市強靭化アクションプランに記載		
	市社協の活動内容の周知度「名前も活動の中身もよく知っている」「名前は知っており活動内容も少しあは知っている」人の割合	【市民アンケート】 21.6% 【町内会長・自治会長アンケート】 58%	【市民アンケート】 50% 【町内会長・自治会長アンケート】 70%

※2018(平成30)年： 市民アンケート N=1,345 民生委員アンケート N=583

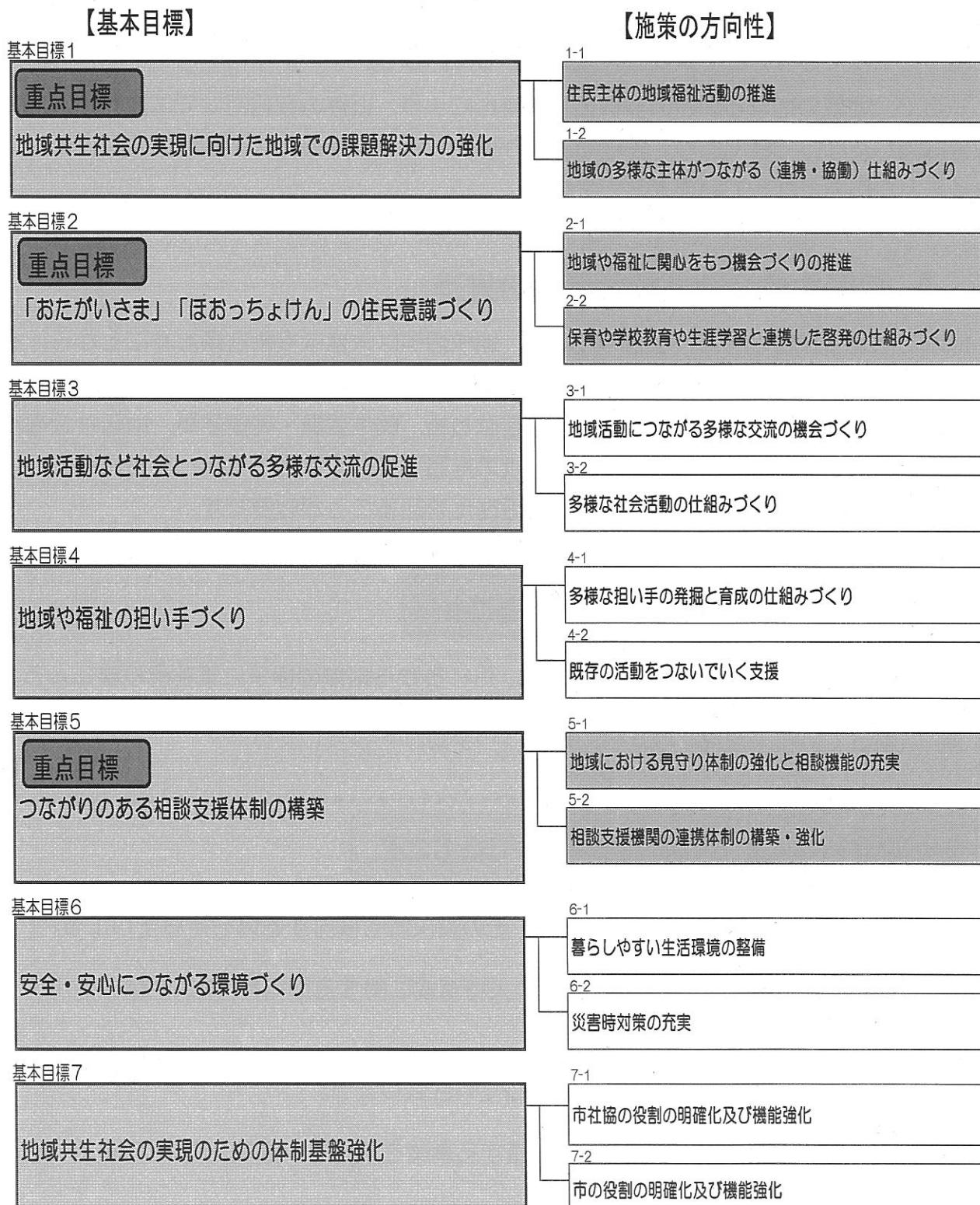
福祉委員・気くばりさんアンケート N=208 町内会長・自治会長アンケート N=421

第3章

第3章 目標達成に向けた施策の展開

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～



基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

《現状と課題》

住民主体の地域福祉活動は、地域福祉を推進するための基盤となっており、本市でも多様な主体による活動が展開されています。また、ボランティアや社会福祉法人、NPO法人等が地域において多様な社会貢献活動を展開しており、これらの活動は公的なサービスで補うことができないニーズにも柔軟に対応しています。

一方で、地域の抱える課題の多様化・複雑化により、既存の取組だけでは課題の解消・改善は難しくなってきており、多様な主体が連携・協働し地域での課題解決力を強化していくことが必要となっています。

1-1 住民主体の地域福祉活動の推進

地域で抱える課題の解消・改善のために、地域活動は大きな役割を果たすことから、今後は、町内会・自治会、自治公民館、老人クラブ、子ども会、いきいき百歳体操、サロン、隣近所の助け合い等の小地域における活動をはじめ、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、福祉委員による活動など、地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる住民の地域福祉活動を積極的に促進・支援し、活動の活性化を図ることが必要です。

住民一人ひとりができること、心がけること

- ◆ 困っている人に「気づく」ためにも、日ごろから地域の様子に気を配りましょう。
- ◆ 困っている人を見かけたら、声かけや手助けをしましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- ◆ 地域の現状や課題などを把握し、その解決策を検討する場を持ちましょう。
- ◆ 市社協や市の実施する人材発掘や人材育成に関する取組を、地域活動に活用しましょう。
- ◆ 町内会・自治会の活動を活性化していきましょう。
- ◆ 社会福祉法人は、地域貢献に関連する事業を通じて、住民主体の活動への支援をしましょう。

市社協・行政が取り組むこと

【表の表記について】

「社協」：高知市社会福祉協議会（市社協）の取組

「社協・市」：高知市社会福祉協議会（市社協）と高知市の共通する取組

「市」：高知市の取組

社 協	<ul style="list-style-type: none">① 福祉課題の解決に向けた支援を行い、住民主体の地域福祉活動を推進する役割を担う地域福祉コーディネーターを配置します。② 住民が地域課題について主体的に考えができる話し合いの場や学習会の開催を促進します。③ 住民が主体的に地域課題を解決するために必要な生活支援サービス等の立ち上げ、運営を推進します。④ 既存の集いの場を活かし、参加者同士の支え合い、見守り等ができるよう機能強化・拡充を支援していきます。⑤ 地区社会福祉協議会の活動及び運営を支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。⑥ 住民が主体的に地域福祉活動に参加できるように、ボランティアセンター機能の強化によって地域福祉活動の活性化を図ります。
社 協 ・ 市	<ul style="list-style-type: none">① 地域におけるボランティアやNPO、当事者団体などの多様な活動の活性化に向けた支援に取り組むとともに、社会福祉法人や民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none">① 地域単位で活動する団体・組織（町内会・自治会、地域内連携協議会、自主防災組織、老人クラブ、いきいき百歳体操等）の運営や活動の支援を進め、活動の活性化につなげます。② 民生委員・児童委員を対象とした研修等の充実を図るとともに、地域住民への活動周知・啓発、他団体等との連携支援など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行います。③ 主に高齢者支援における住民主体の地域福祉活動の活性化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、活動への支援を行います。④ 地域福祉コーディネーターの人事費補助等、市社協への財政的支援を行います。⑤ 地域での課題解決力の強化のための仕組みづくりを行います。

<市社協事業>

- ・地域福祉コーディネーターの配置
- ・こども食堂、サロンの活動及び運営支援
- ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援
- ・ボランティアセンター事業の実施

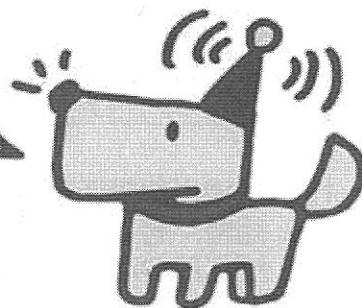
<市関連事業等>

- ・高知市町内会連合会の活動及び運営支援【地域コミュニティ推進課】
- ・地域内連携協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】
- ・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】
- ・支え合いマップづくりの支援【高齢者支援課】
- ・生活支援コーディネーターの配置【高齢者支援課】
- ・老人クラブ連合会への活動支援【高齢者支援課】
- ・自治公民館活動への支援【生涯学習課】
- ・高知市子ども会連合会への活動支援【生涯学習課】
- ・民生委員児童委員への支援【健康福祉総務課・他高知市関係課】
- ・地区社会福祉協議会活動助成事業【健康福祉総務課】
- ・地域力強化推進事業【健康福祉総務課】

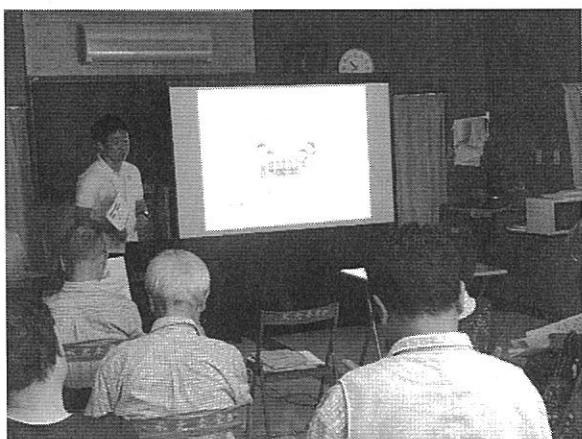
【地域のことについて考える 小地域単位の話し合いの場づくり】

地域課題を住民自らが「我が事」と捉え、課題解決に向け動き始めています。

「地域共生社会に向けた学習会」など地域の中で何ができるのか、今の地域課題は何か等“学び”，“協議する場”ができ、課題解決のための住民主体の活動がうまれてきています。



【一宮地区活動（米元班別集会）】

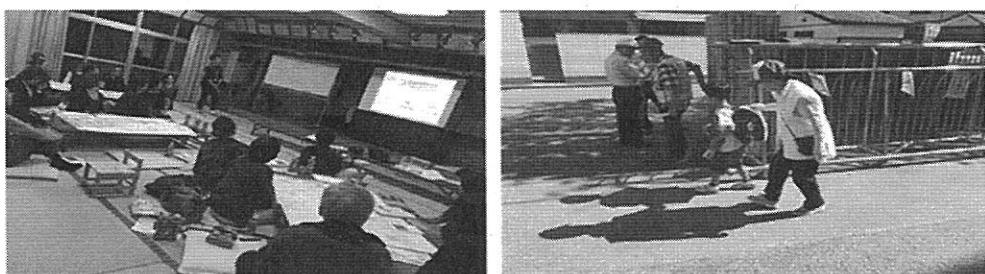


地域課題を知るための学習会と地域課題の可視化のために支え合いマップの手法を活用して協議しました

【地域支え合い会議】

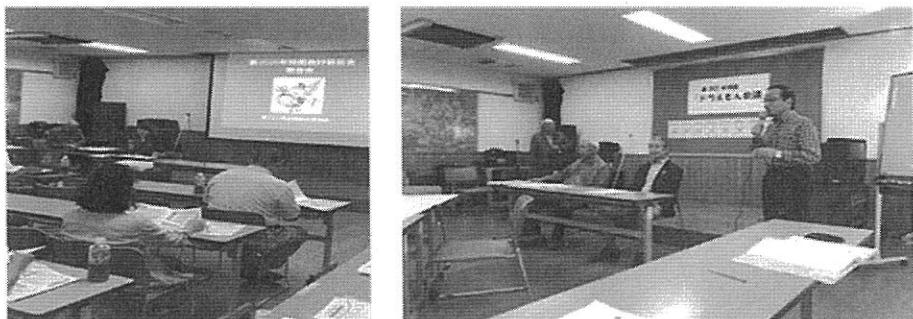
地域支え合い会議の開催を通じて住民計画を策定し、具体的な地域福祉活動として空き家を活用したサロンや一人暮らし高齢者の見守り、子どもの見守りパトロールなどを展開してきました。また、2025年問題をこれから大きな課題として捉え、課題解決に向けて協議を始めた地域もあります。

【小高坂地区活動】



地域支え合い会議を開催、住民計画を策定し具体的な地域福祉活動として空き家を活用したサロンや一人暮らし高齢者の見守り、子どもの見守りパトロールなどを展開しています。

【秦地区活動】



2025年問題をこれから大きな課題として捉え、「2025年問題検討委員会」で課題解決に向けて協議を始めました。
また、具体的な活動展開に向け、「ドラえもん会議」で夢を語りました。

1-2 地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

住民と専門職、サービス事業者、社会福祉法人、地区社会福祉協議会などの多様な主体が、地域に関する情報や課題などを把握・共有し、その解決に向けた取組を検討・推進することができる場や仕組みの構築をめざします。

住民一人ひとりができる事、心がけること

声かけや見守りなどの活動を通じて、気になること・不安に感じることなどがあれば、地域の相談窓口や行政等の専門相談窓口に伝えましょう。

できる範囲で、多様な主体による話し合いなどにも参加しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

多様な主体が、現状・課題を把握・共有し、その解決策を一緒に考え、取り組んでいくための場・仕組みづくりに取り組みましょう。

上記のような取組を通じて、地域や福祉関係者のそれぞれの役割やできることなどについて相互理解を深め、連携・協働を積極的に図りましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<ul style="list-style-type: none">① 地域福祉課題の早期発見・早期解決のために、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉推進のリーダーとなる住民等が連携・協働することで気づいた課題を解決につなげができる地域での課題解決の仕組みをつくっていきます。② 障害・高齢・子ども・学校教育等、分野を超えた連携によって課題解決をする場として高知市社会福祉法人連絡協議会等の公益的な取組を拡充します。③ 地区社協と各種団体・活動者との情報共有・交流機会をつくることで、地区社協の地域福祉活動の活性化を図ります。
社 協 ・ 市	<ul style="list-style-type: none">① 地域福祉コーディネーター活動と専門職の連携・協働を通じて、地域の多様な主体がつながる仕組みづくりを推進します。② 住民と専門職、サービス事業者、社会福祉法人、地区社会福祉協議会等の関係機関が協働した地域づくりの実践を拡大します。③ 小地域を越えた中地域等で地域課題、地域生活課題について話し合う場を拡充します。

市

- ① 多様な担い手などが抱える地域全体の課題や地域生活の課題を把握・共有し、解決策と一緒に考え、取り組んでいくための場・仕組みづくりを行います。
- ② 地域ケア会議や自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等を通じて、多職種の専門職や多様な担い手などの連携・協働や、地域における課題解決力の強化を行います。

<市社協事業>

- ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援 再掲
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援

<市関連事業等>

- ・地域ケア会議の開催【高齢者支援課】
- ・第2層協議体の設置【高齢者支援課】
- ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】
- ・要保護児童対策地域協議会の運営【子ども家庭支援センター】
- ・重点継続要医療者支援【高齢者支援課、障がい福祉課、健康増進課、子ども育成課】
- ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】
- ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】
- ・地域内連携協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】再掲



【第2層協議体の設置（旭やるかい）】



地域の様々な組織や団体が集まり、地域をもっと良くしようと「話し合いの場」「共に考える場」「共にやる場」の3つの場をつくっています。

【地域内連携協議会の設置（よこせと連携協）】



学生などを巻き込みながら、協働した地域づくりを進めています。

【地区社会福祉協議会連合会】

地区社連は、地区社会福祉協議会相互の連絡調整や連携の強化及び市社協との連携を図り、併せて住民福祉の推進を目的に設立されました。研修会や情報交換会を通じて、新たな発見や人つながり、新たな活動に繋がっています。



情報交換会や研修会には、地区社協役員だけでなく地域で幅広く活動されている住民さんも参加しています。



基本目標2 「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくり

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート調査（平成30年実施）によると、地域の活動やボランティア活動へ参加している市民は約2割となっており、今後の地域活動への参加意向のある方や住んでいる地域の助け合いがあると感じている方は、平成24年調査と比較すると減少傾向となっていました。

地域福祉を推進していくためには、社会のあらゆる構成主体が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしていく中で、福祉について考え、理解を深めるための学習の機会を得ることが必要です。また、幼少期からの福祉教育は、高齢者や障害のある人等への理解を深め、人への思いやり、支えあう気持ちを培います。

生涯を通じて、福祉をテーマとした学習、福祉関係団体の活動への参加など、福祉への関心と理解、共感を深める機会づくりの推進が求められます。

2-1 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

福祉分野にとどまらず、様々な分野における取組を通じて、住民一人ひとりが、まちや地域に対する関心・愛着を持ち、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、地域や福祉を自身に身近なこととして捉え、具体的な取組につながるような働きかけを進めます。

住民一人ひとりができること、心がけること

-  地域や福祉に関心を持ち、情報収集をしましょう。
-  市や地域が実施する様々な取組について、興味・関心の持てる活動があれば参加しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

-  地域や福祉の情報を積極的に発信しましょう。
-  「ほおっちょけん」の気持ちを持って地域で声をかけましょう。
-  地域においてあいさつや声かけ、見守りを促進しましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<ul style="list-style-type: none">① 困っている人がいたら『ほおっちょけん』の気持ちと困ったときには「助けて」と言える『おたがいさま』の住民意識を、様々な機会を活用して周知することで醸成していくとともに地域福祉活動への関心を高める働きかけをします。② 住民誰もが地域福祉に関する情報を知ことができるように、世代ごとに効果的な情報発信の方法を検証し、発信します。③ 住民が地域課題について主体的に考えができる話し合いの場や学習会の開催を促進します。再掲
市	<ul style="list-style-type: none">① 多くの住民が、地域に関心、愛着が持てるようなイベント活動や出前講座等の広聴広報活動を行います。

<市社協事業>

- ・広報誌「市社協だより」、「ノーマライゼーション」等の作成及び配布【市委託事業】
- ・「ほおっちょけん学習」の実施
- ・地域福祉コーディネーターの配置 **再掲**

<市関連事業等>

- ・広報紙「あかるいまち」の作成・配布【広聴広報課】
- ・「まちづくり “一緒にやろうや” 通信」の作成・配布【地域コミュニティ推進課】
- ・市民向け広報啓発誌「こうちノーマライゼーション」の作成・配布

【障がい福祉課⇒市社協への委託】

- ・出前講座
 - :「地域福祉って？～ほおっちょけんのまちづくり～」【健康福祉総務課⇒市社協実施】
 - :「在宅医療・介護～住み慣れた地域で暮らすために～」【健康福祉総務課】
 - :「高知市の防災対策」【防災政策課/地域防災推進課】
 - :「地域包括ケアシステムについて」【高齢者支援課】
 - :「みんなで防ごう 高齢者虐待」【高齢者支援課】
 - :「身近なことから人権について考えよう」【人権同和・男女共同参画課】
 - :「『じんけん』ってなんだろう」【人権同和・男女共同参画課】
 - :「くらしの中の契約」【くらし・交通安全課 消費生活センター】

2-2 保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

住民一人ひとりが、地域や福祉、人権について正しく理解し、「おたがいさま」「ほおっちょけん」の意識を持ち、周囲の「助けて」というSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また自身が困ったときは周囲に「助けて」と伝えることができるよう、学校教育や社会学習など、様々な機会を通じ、子どもから高齢者まで生涯にわたって積極的かつ継続的な福祉教育・学習を推進します。

住民一人ひとりができること、心がけること

-  家庭内で高齢者や障害のある人の福祉や地域活動について、話し合う機会をもちましょう。
-  地域住民や障害のある人、高齢者、子ども・子育て世帯を含めた、様々な人との交流の場・機会に参加しましょう。
-  地域で困っている人からの「助けて」というSOSをキャッチして必要な支援につなぐことができるよう、自分自身に困っていることがあれば、周囲に「助けて」と伝えることができるよう、住民同士の関係性を高める工夫をしましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

-  福祉教育・学習の活動に積極的に参加・協力するとともに、担い手・関係者として福祉や人権を正しく理解し、それぞれの活動に活かしましょう。
-  地域の状況や課題などを、地域の回覧板や集いの場など、様々な媒体や場・機会などを活用して、分かりやすく知らせましょう。
-  多様な世代の人が参加しやすいよう、地域における様々な活動の場・機会を活用して、福祉教育・学習等に取り組みましょう。
-  保育所や幼稚園、認定こども園、障害者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、主体的な福祉教育・学習や体験活動に取り組みましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社
協

- ① 住民が自分の地域の事を考えることで、地域活動への参加や学び合う機会につながるよう福祉・教育関係者と協働し年齢や属性等に応じた福祉教育として「ほおっちょけん学習」を実施します。
- ② 「ほおっちょけん学習」の機会を増やし、地域展開していくため「ほおっちょけん学習」をサポートしてくれる「ほおっちょけん学習センター」を養成します。
- ③ 「ほおっちょけん学習」等で住民が障害のある人への理解・促進を深め、共に生きるという地域社会の実現と障害当事者が地域で活躍できる場をつくります。

市

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園や小・中学校において、地域での様々な体験・交流活動を進め、福祉や人権に関する意識啓発を行います。
- ② 小中学校や高校において、福祉教育・学習や体験学習を行います。
- ③ 生涯学習の取組や出前講座、地域における学習会、イベントなど様々な機会・場を通じた福祉教育・学習等を行います。
- ④ 福祉や人権等に関する地域の状況や活動内容等について分かりやすく情報提供・発信を行い、自身のこととしての意識醸成を図ることで、具体的な活動につなげます。

<市社協事業>

- ・「ほおっちょけん学習」の実施 再掲
- ・障害者社会参加促進事業の実施【市委託事業】

<市関連事業等>

- ・ふれあい体験学習【障がい福祉課⇒市社協委託】
- ・人権教育・啓発推進基本計画【人権同和・男女共同参画課】
- ・障害や障害のある子ども（人）に対する理解を深める教育の推進【人権・こども支援課】
- ・特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習【学校教育課・教育研究所】



【ほおっちょけん学習】

困っている人がいたら「ほおっちょけん（ほおっておけない）」をキーワードに、他者を気遣う意識や自分が困ったときには助けてと言える“助けられ上手”であり、“助け上手”的「お互いさま」の意識を育てる学習を住民と共に行っています。

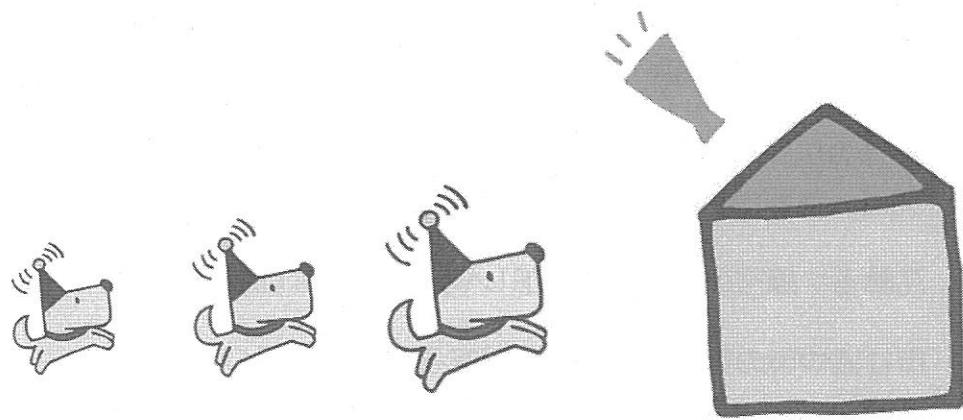


子どもたちに楽しく福祉について学んでもらうため地域の方々が様々な工夫をしてくれています。
(写真は、「あたごレンジャー」)



高齢者疑似体験などを通じて、
高齢者理解や思いやりの気持ち
を育みます。
(写真は「ほおっちょけん学習」
の様子)





基本目標 3 地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

《現状と課題》

近所づきあいや地域のつながりの希薄化は年々進んできており、社会的孤立は大きな問題となっています。一方、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係の必要性については、高知市民の約8割が「必要だと思う」「あった方が良い」と回答しており、「地域」に関する住民の思いとその実情には大きな差が生じているのが現状です。

今後は、就労も含む地域活動など多様な交流の促進を図り、支えられる側が支える側となることができる「ひとりぼっち」をつくらない「つながり」のある地域づくりが求められています。

3-1 地域活動につながる多様な交流の機会づくり

住民一人ひとりが地域に関わり、交流が持てるよう、住民の地域に対する多様なニーズや関心などを踏まえつつ、地域の中での様々な交流の機会づくりを推進するとともに、「地域」に関する住民の思いと「地域」の現状とをコーディネートしながら、地域活動への第一歩を後押しします。

住民一人ひとりができること、心がけること

気軽に地域の居場所に行き、交流をしましょう。

地域の活動で興味・関心のある活動があれば参加しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

地域の住民が興味・関心を持ち、気軽に楽しみながら参加できる取組を考え、交流の機会づくりを進めましょう。

地域の住民が様々な交流の場・活動に参加しやすいよう、積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組みましょう。

高齢者や障害のある人が参加しやすいような配慮をしましょう。

市社協や市の実施する交流に関する取組を活用しましょう。

社会福祉法人は、地域貢献に関連する事業を通じて、地域交流の機会づくりへの支援をしましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<ul style="list-style-type: none">① 地域活動における多様な住民ニーズや興味・関心を整理し、それぞれのニーズに応じた地域活動の情報提供をすることで、交流の機会づくりを促進します。② 世代や分野を越えた誰もが気軽に集まり、地域の中での様々な交流ができる機会や共生型の居場所づくりの拡充を図ります。③ 社会福祉法人等の地域の社会資源のもつ専門性や施設の特性を地域福祉コーディネーターが理解し、有効活用することで、地域の交流の機会づくりの促進を図ります。
社 協 ・ 市	<ul style="list-style-type: none">① 学生や働き盛り世代、子育て世代、退職者、転入・転居者など、これまで地域であまり交流が持たれていなかった住民の地域への関わりの機会づくりに取り組みます。② 地域単位で活動する組織・団体などによる住民同士の交流活動を支援します。③ 多様な目的や関心などを踏まえた住民の主体的な活動を支援します。④ 社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援の促進を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none">① 様々な世代間交流を促進します。② 親子のふれあいの機会、子育て世代の交流の機会づくりを行います。③ 高齢者の社会参加、介護予防につながる取組を促進します。④ 障害者等の社会参加につながる取組を促進します。⑤ 地域の社会資源の見える化を図ります。

<市社協事業>

- ・こども食堂、サロンの活動及び運営支援 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援 再掲
- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲

<市関連事業等>

- ・社会資源マップのシステム導入【健康福祉総務課】
- ・高知市町内会連合会の活動及び運営支援【地域コミュニティ推進課】**再掲**
- ・地域内連携協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】**再掲**
- ・コミュニティ計画（新コミュニティ計画含む）の策定支援【地域コミュニティ推進課】
- ・市民活動サポートセンターの設置【地域コミュニティ推進課】
- ・市民会館デイサービス事業【人権同和・男女共同参画課】
- ・地域づくり研修の開催【高齢者支援課】
 - ：「支え合いマップインストラクター養成講座」の開催
 - ：「地域支え合いフォーラム」の開催
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】**再掲**
- ・認知症カフェの立ち上げ支援【高齢者支援課】
- ・地域生活支援事業【障がい福祉課】
 - ：理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、意思疎通支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- ・子育てサークル・子育て支援サークル活動・子育てサロンへの助成【子ども育成課】
- ・地域子育て支援センター【子ども育成課】
- ・学校支援地域本部事業における学校支援ボランティアの活用【教育政策課】
- ・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】**再掲**
- ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】**再掲**
- ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】**再掲**

【地域での多様な集いの場】

介護予防の集いの場「いきいき百歳体操」や、子どもや地域住民が食を通じて交流できる集いの場「子ども食堂」、認知症への理解者を増やし認知症になっても住み慣れた地域で安心して集える場「認知症カフェ」、子育て中の保護者がホッとできる集いの場「子育てサロン」、障害当事者の集いの場、男性の集いの場など、多様な地域での集いの場が広がっています。



【いきいき百歳体操】



いきいき百歳体操後の茶話会や食事会、学習会など地域交流の場としても発展してきています。

【子ども食堂】



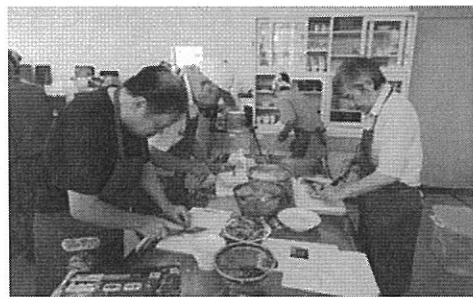
子どもが安心して集い、地域の方々に見守られながら成長していきます。多世代の交流、活動者の生きがいの場ともなっています。

【認知症カフェ】



高知市初の民間企業とコラボした認知症カフェもオープンしました。

【男のサロン】



退職後の男性の孤立や引きこもりを予防し、楽しみ・生きがいを持ちながら集える男のサロンもできています。

【当事者グループ活動（自己責任の会）】

障害当事者による集いの場。当事者だからこそわかり合えるピアの力によって救われる想いがあります。



3-2 多様な社会活動の仕組みづくり

地域での交流・つながりの醸成を図るため、また、支え合い・助け合いを活性化していくために、身近な地域で、誰もが主体となって活躍ができる（就労の場も含む）仕組みづくりを促進します。また、地域福祉活動を展開していくためには、活動の拠点が必要となることから、既存施設、既存の取り組み等の有効活用などを通じた拠点づくりへの支援に取り組みます。

住民一人ひとりができること、心がけること

身近な地域の居場所や、活動拠点を知り、活用しましょう。

できる範囲で、居場所や活動拠点の運営などに参加・協力しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

高齢者や障害者などが活躍できる場を積極的に検討し、提供しましょう。

既に取り組んでいる居場所づくりに関する取組の継続・充実を図るとともに、地域の状況・課題などを踏まえて、新たな取組を検討・実施しましょう。

地域の既存施設や既存の取組などを活用して、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを支援しましょう。

社会福祉法人は、地域貢献事業を通じて、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを支援しましょう。

市社協・行政が取り組むこと

- ① 住民が主体的に地域課題を解決するために必要な生活支援サービス等の立ち上げ、運営を推進します。**再掲**
- ② 地域における居場所づくり、活動拠点づくりに対して、必要な情報提供、担い手への相談対応、専門的な支援へのつなぎ等を支援します。
- ③ 地域活動と多様な主体をつなぐことで、それぞれが持っている人材や資源を発揮して誰もが活躍できる（就労の場も含む）場の拡充を図ります。
- ④ 社会福祉法人の公益的な取り組みと連携を図り、世代や分野を超えた地域における居場所づくり、活動拠点づくりの促進を図ります。
- ⑤ 既存施設や様々な社会資源を有効活用し、身近で参加しやすい集いの場づくりを支援します。

社
協

- ① いきいき百歳体操、宅老所、認知症カフェ、障害者の地域活動支援センター、地域子育て支援センター、放課後における子どもの居場所、住民主体の通いの場など、地域における多様な居場所づくりを推進します。
- ② 地域の既存施設（宅老所、地域活動支援センター、地域子育て支援センター、公民館、市民会館等）について、居場所や活動拠点としてのさらなる有効活用、利用促進を検討します。

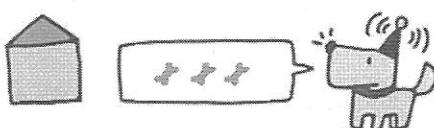
<市社協事業>

- ・地域福祉コーディネーターの配置 **再掲**
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援 **再掲**
- ・こども食堂、サロンの活動及び運営支援 **再掲**
- ・就労準備支援事業の実施【市委託事業】

<市関連事業等>

- ・就労準備支援事業【福祉管理課⇒市社協への委託】
- ・精神障害者ピアソーター養成事業【健康増進課】
- ・住民主体の介護予防活動「いきいき百歳体操」新規立ち上げ・継続の支援【高齢者支援課】
再掲
- ・認知症カフェの立ち上げ支援【高齢者支援課】**再掲**
- ・地域生活支援事業【障がい福祉課】：地域活動支援センター機能強化事業**再掲**
- ・子育てサークル・子育て支援サークル活動、子育てサロンへの助成【子ども育成課】**再掲**
- ・地域子育て支援センター【子ども育成課】**再掲**
- ・放課後児童クラブ【子ども育成課】
- ・放課後子ども教室【子ども育成課】
- ・宅老所【高齢者支援課】
- ・公民館【生涯学習課】
- ・市民会館【人権同和・男女共同参画課】

【空き家を活用したコミュニティハウス】



地域福祉の拠点として活用してもらいたいとの持ち主の想いから、寄贈を受けた空き家を活用して、子どもから高齢者まで誰でも集える共生型の集いの場としてオープンしました。

空き家問題は市内全域の問題です。それとは逆に集いの場がないと悩む住民もあり、それらの相互の課題を同時に解決できる取り組みとして期待できます。



基本目標 4 地域や福祉の担い手づくり

《現状と課題》

地域福祉に関する市民アンケート調査（平成30年度実施）によると、地域の活動やボランティア活動へ参加している高知市民の割合は約2割となっています。また、活動意向はあるが参加できない方の参加の妨げとして、高齢・障害・病気などのためという回答が半数を占めており、地域や福祉の担い手は、固定化・高齢化や負担の偏りなどがあり、地域福祉を推進する上で、担い手づくりは喫緊の課題となっています。

一方、地域での助け合いの意識に関しては、「関わりたくない」と回答した割合は約2%しかなく、頼まれる機会をつくること、仲間づくりや支援方法を具体的に伝えることで支援者となる可能性があることがわかりました。住民の生活状況やライフステージ等に応じた具体的な活動を提案することにより、若い世代も含めた多様な担い手の発掘と育成の仕組みをつくり、既存の活動をつないでいくことができる取組みが必要です。

4-1 多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

支援する側と支援される側という画一的な考え方・仕組みから、地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換を図るために、地域の状況に応じた多様な人材の発掘・育成の仕組みづくりを推進します。

住民一人ひとりができる事、心がけること

- ◆ 各種講座を受けて身に付けた知識を地域で発揮しましょう。
- ◆ ボランティア活動、地域や福祉に関する活動に関心を持ち、理解・認識を深めましょう。
- ◆ 興味・関心のある活動があれば参加しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- ◆ ボランティア、地域や福祉の担い手を養成するための講座・研修会の開催や、社協や市の関連する取組に協力しましょう。
- ◆ 地域において、学生や若者などをはじめとした様々な住民がボランティア活動等に気軽に参加したくなる、楽しみのある機会づくりを進めましょう。
- ◆ 福祉関係者間や他の主体と、地域の人材に関する情報共有や情報交換を進めましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社
協

- ① 地域や福祉に关心を持った住民が自ら興味・関心のある活動を選択して参加できるようテーマに応じた活動や仕組みづくり、情報発信を行います。
- ② 市や市社協主催の各種講座等の様々な機会を活用して、担い手の発掘・育成の仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 新たな担い手の発掘のために、大学生等の若い世代と協働した地域づくりの展開を検討します。
- ④ 「支える側」「支えられる側」の関係を越えて誰もが活躍できる場の創設、機会づくりをしていきます。
- ⑤ 市や市社協主催の各種講座で養成された人材を、テーマに応じた活動につながるように支援します。そのつながった人材が「楽しみ」「やりがい」をもって活動が継続するように支援します。
- ⑥ 地域ごとの適切な圏域に合わせて情報交換や研修を実施することで、互いに交流を図ることができる機会や場をつくり、活動の活性化を図ります。

社
協・市

- ① 住民のボランティア等への意識・関心等を踏まえつつ、ボランティアとなる人材の発掘、育成を図るとともに、ボランティアが活躍できる環境づくりを行います。
- ② 住民が支援者となる仕組みの構築・充実を行います。
- ③ 地域における人材確保・育成に向けた活動に対して、必要な情報の提供、講座・研修会等の開催支援、担い手への相談対応を行います。

市

- ① 地域や福祉の担い手としての元気な高齢者や、障害分野のピアソーター等の社会参加に取り組みます。

<市社協事業>

- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲

<市関連事業等>

- ・認知症サポーター養成講座ステップアップ研修【健康増進課】
- ・いきいき百歳サポーター養成講座【高齢者支援課】
- ・こうち笑顔マイレージ【高齢者支援課】
- ・精神障害者ピアソーター養成事業【健康増進課】再掲
- ・防災人づくり塾【防災政策課】
- ・「一緒にやろうや！地域活動実践ゼミナール」【地域コミュニティ推進課】

4-2 既存の活動をつないでいく支援

現在活動している地域や福祉の担い手・リーダーの負担を軽減し、新たな担い手につながることや、同じ活動者同士のつながりをつくっていくことで、既存の活動を活性化させ、継続支援をしていきます。

住民一人ひとりができること、心かけること

- 既存の活動の担い手と協力して、できる範囲で活動に参加しましょう。
- 活動に参加している人は、楽しさ、やりがいなどを周囲の人々に伝えましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- 地域において、担い手・リーダーが抱える課題を把握・共有し、その解決策を検討しましょう。
- 市社協や市の実施する担い手間の交流や、運営に関する研修等を活用しましょう。
- 楽しくボランティア活動できるように活動を紹介しましょう。
- 様々なボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人と連携しましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社協	<ol style="list-style-type: none">“福祉委員”、“気くばりさん”等に対して研修会・交流会を実施し、地域福祉活動の担い手として活動が継続できるようフォローアップします。住民とボランティアを求める団体等のそれぞれのニーズを把握し、興味のある活動につなぐことで「楽しみ」や「やりがい」を持ってボランティア活動に参加できるように支援します。ボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人等との連携を深めるためにお互いに意見交換ができる体制を整備します。地域内の既存の活動を発掘して地域の課題に応じてつなぐことで、その課題を住民同士の助け合いにより解決できるように支援します。
----	---

社協・市	<p>① 地域や福祉の担い手の負担軽減に向けて、担い手が抱える課題等を把握・共有し、解決策を検討する場・仕組みづくりを行います。</p> <p>② 地域における担い手の負担軽減等に向けた活動に対して、必要な情報、先進事例などの提供、講座・研修会等の開催支援、担い手への相談対応などを行います。</p> <p>③ 担い手間で活動に関する情報交換・共有を進め、互いに交流を図ることができる場・機会を提供します。</p> <p>④ 様々な機会・場を活用して、地域や福祉の担い手の活動状況や必要性・重要性についての周知・啓発を進め、住民の担い手への理解・認識の醸成を行います。</p>
市	<p>① 民生委員・児童委員の確保、業務の負担軽減などに向けた検討・支援を行います。</p>

<市社協事業>

- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲
- ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援 再掲

<市関連事業等>

- ・地域内連携協議会の設置及び運営支援【地域コミュニティ推進課】再掲
- ・市民活動サポートセンターの設置【地域コミュニティ推進課】再掲
- ・生活支援コーディネーターの設置【高齢者支援課】再掲
- ・自主防災組織連絡協議会の開催【地域防災推進課】再掲
- ・ファミリー・サポート・センター事業【子ども育成課】
- ・民生委員児童委員協議会連合会事務局【健康福祉総務課】



【団塊の世代による「楽しみ」「生きがいづくり」から生活支援体制へ】

団塊の世代が「楽しみ」「生きがい」づくりや様々な地域活動デビューを通じて、自助・共助の重要性についての意識変容が図られています。また、こういった地域活動を通じて仲間づくり・地域の中でのコミュニティの再構築となり、住民主体のちょっとした地域の困りごとに応えるボランティア活動などで発展しています。



農作業や趣味活動を通じて仲間の輪が広がっています。



地域の高齢者施設との交流から、生活理解や意識変容につながりました。



【福祉委員】

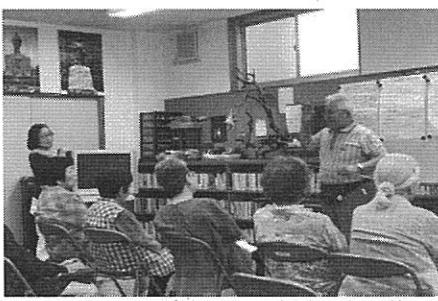
身近な地域で見守り活動や声かけをしながら困りごとを早期発見する地域のアンテナ役であり、担当地区の民生委員さんや関係機関と連携しながら活動しています。



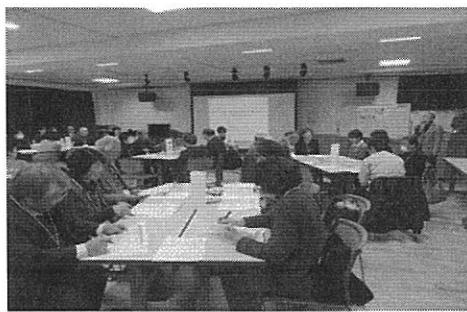
地域の民生委員さんと一緒に協働しながら、独居高齢者の見守り活動などをしています。



地域の宝である子どものために見守り活動などをしています。



地域の福祉委員が協働し、地域の中に集いの場を新たにつくりました。運営から企画まで住民主体の活動です。

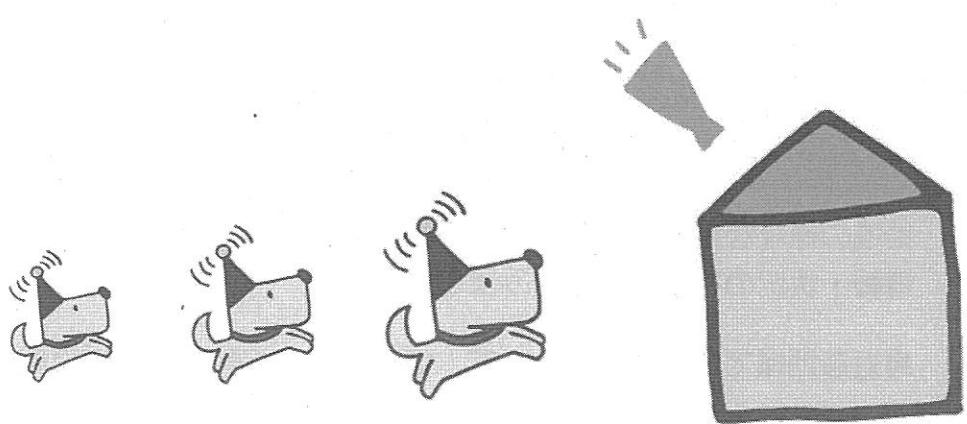


福祉委員同士の情報交換、交流を目的に福祉委員交流会なども開催しています。

【気くばりさん】

できる時にできる人ができる事をするボランティアとして、高知市社会福祉協議会に登録している「気くばりさん」の趣味や特技を活かした活動も始まっています。地域の花壇のお世話や、一人暮らしでゴミだしに困っている高齢者のゴミだしボランティアなど幅広い地域のニーズに対応しています。





基本目標 5 つながりのある相談支援体制の構築

《現状と課題》

支援が必要な人の増加とともに、公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や、個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯・人などへの対応が大きな課題となっています。

また、認知症の人の増加、障害のある人の地域生活への移行などに伴い、権利擁護の支援に向けた取り組みの充実が不可欠になっています。

今後は、支援の必要な方が適切な支援につながるよう、地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに、分野を越えた相談支援機関の連携体制の構築が必要です。

5-1 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

身近な地域において、民生委員・児童委員をはじめとする住民主体の多様な地域福祉活動を促進し、支援が必要な人や潜在化する様々な課題の早期発見と、適切な専門機関等へのつなぎを目指します。また、誰もが気軽に相談でき、必要かつ適切な支援につながることができるように、相談窓口機能の充実を図ります。

住民一人ひとりができるここと、心がけること

- ◆ 地域の声かけや見守り活動に、一人ひとりができる範囲で協力しましょう。
- ◆ 様々な世代との交流を図りましょう。
- ◆ 地域で支援が必要な人に気づいた際は、民生委員・児童委員をはじめ、専門機関・相談窓口に相談しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- ◆ 地域の様々な場・機会などを活用し、声かけや見守り活動等、支援が必要な人の情報・状況の把握に取り組みましょう。
- ◆ 身近な地域での相談窓口として、情報提供や相談対応に取り組みましょう。
- ◆ 権利擁護の支援が必要な方を見つけたら、行政機関や市社協に相談しましょう。
- ◆ 生活困窮や8050問題、ダブルケア問題、ひきこもりなど制度の狭間や複合的な課題の現状や対応策などへの理解を深め、それぞれの活動に活かしましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社
協

- ① 既存の集いの場等を活用して様々な世代が交流することで、日常的な声かけや見守り活動につながる機会を作ります。
- ② 住民に身近な圏域で生活の困りごとを何でも相談できる『(仮称)なんでも相談窓口』の設置や活動の支援を行います。
- ③ 民生委員・児童委員、地区社協、福祉委員や住民等と専門機関との連携を図り、困りごとの早期発見、早期対応を目指します
- ④ 生活に困窮している方が身近な場所で相談できるように、出張相談や専門機関からの相談により早期発見ができる仕組みをつくります。
- ⑤ 判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見制度等の周知・啓発を進め、総合的な支援を行います。
- ⑥ 頼れる親族がない人が、将来のことを安心して考えることができるように総合的な相談・支援を行います。

市

- ① 高齢者や障害者、生活困窮、消費者被害、子育て、健康づくりなど様々な分野の相談窓口について、多様化・複雑化する相談内容に対応ができるよう、相談支援機能を充実します。
- ② 生活困窮者自立支援法に基づき、対象者が生活の中で抱えている課題を把握したうえで、状況に応じた支援計画を作成します。また、就労や家計に関する支援を実施することで、早期の自立を支援します。
- ③ 高齢者や障害者、子ども等の権利擁護の支援に向けた取り組みを進めます。

<市社協事業>

- ・こども食堂、サロンの活動及び運営支援 **再掲**
- ・地域福祉コーディネーターの配置 **再掲**
- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施【市委託事業】
- ・成年後見センター事業の実施
- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・これからあんしんサポート事業の実施

<市関連事業等>

- ・地域力強化推進事業【健康福祉総務課】**再掲**
- ・地域高齢者支援センターの機能強化【高齢者支援課】
- ・基幹相談支援センターの設置【障がい福祉課】
- ・障害者相談センター【障がい福祉課⇒相談支援事業所委託】
- ・生活支援相談センターの設置【福祉管理課⇒市社協委託】
- ・生活困窮者自立相談支援事業【福祉管理課⇒市社協委託】
- ・消費生活センターの設置【くらし・交通安全課】
- ・子育て世代包括支援センター機能の充実【母子保健課】
- ・育児相談【母子保健課】
- ・子育てや家庭に関する相談【子ども家庭支援センター】
- ・子ども発達支援センター相談支援事業【子ども育成課】
- ・地域子育て支援センターの充実【子ども育成課】
- ・地域の相談窓口としての市民会館【人権同和・男女共同参画課】
- ・健康相談【健康増進課】
- ・自殺対策計画の策定【健康増進課】
- ・難病患者の療養相談、支援【健康増進課】
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【子育て給付課】
- ・精神保健福祉相談【健康増進課】
- ・成年後見制度利用促進計画の策定【高齢者支援課】

【高知市成年後見サポートセンター】

市社協では、認知症や知的障害・精神障害等によって判断能力が不十分な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう高知市成年後見サポートセンターを設置し、権利擁護に関する取り組みを行っています。

～ 実施事業 ～

成年後見サポートセンター事業

【市補助・市委託（市民後見人養成講座）事業】

●成年後見利用支援

：成年後見制度を利用したいという方などに対しての相談、助言、情報提供、申立て手続きの支援

●成年後見活動支援

：後見人が支援を行う上での相談援助や、成年後見制度の啓発・広報のため地域や関係機関等に出前講座実施、成年後見セミナーの開催

●法人後見受任

：市社協が後見人となり支援を実施

●市民後見人が活動できる体制づくり

：市民後見人養成講座の開催、市民後見人の育成や人材確保

日常生活自立支援事業

【県社協委託事業】

判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助を中心とした日常的な金銭管理支援を契約を通して実施

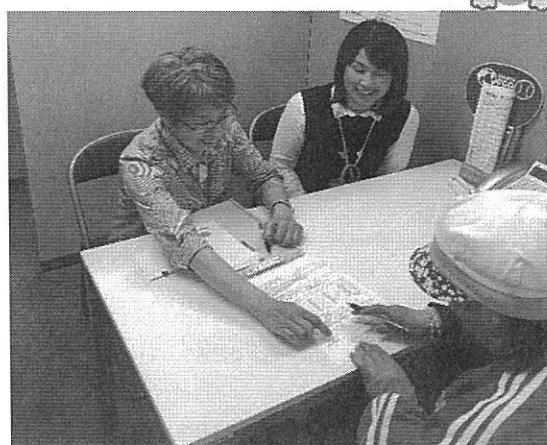
これからあんしんサポート事業

【市社協公益事業】

判断能力のある方に対する保証機能や死後の事務手続き支援を実施

【権利擁護に向けた取組】

地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立のため、様々な相談支援体制を整備しています。



【成年後見セミナー】

成年後見制度について広く市民に啓発する機会として開催しています。このセミナーを通して市民後見人の普及、啓発センターの取組を発信しています。

【これからあんしんサポートの面談の様子】

一人暮らしで頼れる親族のいない方に対し、見守り支援や入院・入所時、死後の事務手続きなどの支援を行います。

5-2 相談支援機関の連携体制の構築・強化

制度の狭間や複合的な課題などに対応できるよう、相談窓口・相談支援機関での他分野との連携・協働等に向けたネットワークの構築・強化を図るとともに、分野横断型の連携・協働の場・仕組みづくりを進めることで、総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化を目指します。

住民一人ひとりができること、心がけること

制度の狭間や複合的な課題などに対応できる相談窓口・相談支援機関について理解を深め、必要に応じて相談しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- ▶ 課題解決のために様々な分野の専門機関と連携しましょう。
- ▶ 困窮者の自立に向けた情報提供や協働をしましょう。
- ▶ 市や市社協による新たな総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けた取り組みに協力しましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<p>① 制度の狭間や複合的な課題等の解決のために、分野を越えた専門機関と協働することで更に連携を強化します。</p> <p>② 既存事業の活用をしながら民間企業、高知市社会福祉法人連絡協議会や関係機関等との連携によって、生活困窮者の自立に向けた支援を拡充します。</p>
市	<p>① 各分野の相談支援機能の充実を図るなかで、多職種の専門職や地域の担い手などの連携・協働、課題解決に向けたネットワークの構築・強化を図ります。</p> <p>② 各分野の相談支援機能の充実だけでは対応が難しい、制度の狭間や複合的な課題等について、多様な分野の相談窓口・相談支援機関が連携・協働しながら対応できるような協議の場づくり等を進めます。</p>

<市社協事業>

- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施【市委託事業】**再掲**
- ・就労準備支援事業の実施【市委託事業】**再掲**
- ・こうちセーフティネット連絡会の開催

<市関連事業等>

- ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業【健康福祉総務課】
- ・地域ケア会議の開催【高齢者支援課】**再掲**
- ・自立支援協議会の開催【障がい福祉課】
- ・要保護児童対策地域協議会の運営【子ども家庭支援センター】**再掲**

【複合的課題・制度の狭間の問題に対する支援】



複合的な生活課題に対して、一緒に解決できるよう関係機関と連携・協働しながら伴走的な支援に取り組んでいきます。



【こうちセーフティネット連絡会】

生活困窮者支援に関わる機関・団体で構成されるネットワーク会議。支援における課題や新たな社会資源の開発など、官民協働で意見交換を行い、包括的な支援体制の強化推進を目指しています。

【就労準備支援】

“働くこと”に悩みを抱えた一般就労とは距離のある方を対象に、それぞれの状況に応じた就労準備の支援を行います。

基本目標6 安全・安心につながる環境づくり

《現状と課題》

年齢や障害の有無などにかかわらず、住民一人ひとりが安全に安心して暮らせる環境は、地域福祉の推進を下支えする重要な要素となります。

住民の災害時対応への不安は大きく、自分自身や家族が高齢や障害、病気もしくは子育てなどにより日常生活で手助けが必要になった時、地域でほしい手助けとして、高知市民の約5割が災害時の手助けと回答しています。

また、高齢者の運転免許証返納などにより、適切な交通手段の確保も課題となっています。

今後は、引き続き、住みやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくり等に取り組むとともに、避難行動要支援者への災害時に対応できる支援体制づくりを推進します。

6-1 暮らしやすい生活環境の整備

全ての住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくり等に取り組みます。バリアフリーのまちづくりには、住民の協力と正しい認識が必要であり、すべての人々にとって暮らしやすく快適なまちであるということを理解してもらうことが重要です。

住民一人ひとりができること、心がけること

- ◆ 公共施設や交通機関、道路等のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりについて理解・認識を深めましょう。
- ◆ 違法や迷惑となる駐車や駐輪をやめましょう。
- ◆ まちで困っている人を見かけたら、「ほおっちょけん」の気持ちを持って、声かけや手助けをしましょう。
- ◆ 地域での環境美化活動など良好な住環境の確保に向けた活動に参加しましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- ◆ 様々な住民が参加できるようにバリアフリーとなる環境を整えましょう。
- ◆ 地域における環境美化活動などを通じて、良好な住環境の確保に向けた取り組みを推進しましょう。
- ◆ 事業者や商店などは、建物のバリアフリーを推進しましょう。
- ◆ 地域の助け合いによる高齢者などの移動の仕組みを考えてみましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<ul style="list-style-type: none">① 地域での環境美化活動などにさらに福祉の視点を持ってもらうことで、誰もが良好な住環境を整えることができるよう町内会・自治会等と連携・協働を推進します。② 住民一人ひとりが安全に安心して暮らすことができるよう新たな生活支援サービスの開発等に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none">① 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、一定の要件を満たす公共的施設（特定施設）について、誰もが安全かつ快適に利用することができるようになります。② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を進めます。③ 全ての人が生活を営むのに必要な公共交通環境整備のあり方を検討します。④ 過疎化、高齢化が進む都市周辺部において、「デマンド型乗り合いタクシー」を運行することにより、利便性の向上を図ります。⑤ 庁内関連部署での情報共有を進め、高知県や関係機関（高知県居住支援協議会等）と連携し、生活の基礎になる「住まい」を適切に提供できるよう努めます。

<市社協事業>

- ・買い物支援事業の実施

<市関連事業等>

- ・「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく審査【建築指導課・障がい福祉課】
- ・住宅セーフティネット制度【住宅政策課】
- ・高知市交通バリアフリー基本構想【都市計画課】
- ・高知市地域公共交通網形成計画【くらし・交通安全課】

6-2 災害時対策の充実

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実などに取り組みます。

住民一人ひとりができること、心がけること

- 日頃から災害に関する情報に気を配り、地域で行われる防災訓練などの防災活動や研修に参加し、災害時に備えましょう。
- 日頃から地域で声かけや見守りを行い、災害時には地域で助け合いましょう。

地域の身近な人たちや地域全体で取り組むこと

- 地域で行われる防災訓練などの防災活動や研修に参加するとともに、自主防災組織など地域住民と交流を図り、災害時に備えましょう。
- 地域において日頃からの声かけや見守り活動をしましょう。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、障害者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、地域と一体となった防災対策を進め、災害時に備えましょう。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営への協力をしましょう。

市社協・行政が取り組むこと

社 協	<p>① 大規模災害時に迅速な対応ができるように、住民や関係機関、市と協議し、具体的な災害対策を検討します。</p> <p>② 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、住民や関係機関、市とともに模擬訓練等を実施し協働できる平時からの関係づくりと体制を整備します。</p>
社 協 ・ 市	<p>① 防災と福祉の一体的な取り組みを進めます。</p>

市

- ① 「高知市地域防災計画」に基づき、要配慮者対策をはじめとする様々な施策を、地域と協働して進めていきます。
- ② 防災訓練や防災に関する出前講座の実施などを通じて防災技能の普及や減災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、地域の防災力を強化します。
- ③ 自主防災組織連絡協議会による各地区の情報交換や活動の連携、協力体制の構築を図ります。

<市社協事業>

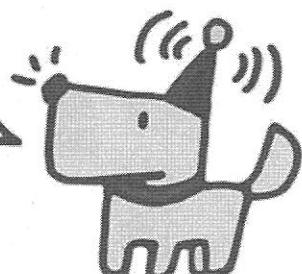
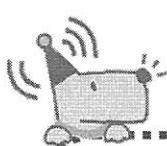
- ・ボランティアセンター事業の実施 **再掲**
- ・災害ボランティアセンター連絡会の開催
- ・支え合いマップづくりの実施

<市関連事業等>

- ・「高知市地域防災計画」【防災政策課】
- ・防災に関する勉強会・自主防災組織への活動支援【地域防災推進課】**再掲**
- ・自主防災組織連絡協議会開催【地域防災推進課】**再掲**
- ・避難行動要支援者対策【地域防災推進課】**再掲**
- ・重点継続医療者支援対策【高齢者支援課、障がい福祉課、子ども育成課、健康増進課】**再掲**
- ・福祉避難所対策【健康福祉総務課】

【地域のニーズに応じた、生活支援の提供】

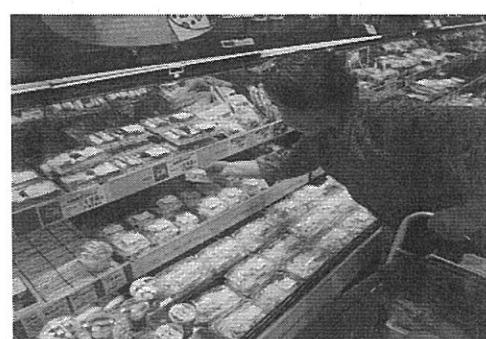
地域において社会福祉法人やNPO法人等による多様な地域貢献活動が展開され、今後も公的サービスでは対応できない地域住民のニーズに対応する役割が期待されています。



【買い物支援事業（市社協独自事業）】

写真は市社協が実施している買い物支援事業の様子です。

通所介護事業で使用中の送迎車の空き時間帯を利用して、交通機関等を利用した買い物が困難な方を地元スーパーまで無料送迎するサービスです。（利用条件有）



基本目標 7 地域共生社会の実現のための体制基盤強化

《現状と課題》

地域共生社会の実現のためには、「福祉でまちづくり」の視点をもち、あらゆる分野が「つながり」、横断的な施策展開が必要であり、「縦割り」から「横ぐし」への行政職員の意識改革が求められています。

また、地域福祉を推進する団体としての社会福祉協議会の周知度は年々上昇してきていますが、地域や関係機関から求められる役割も高まってきており、その機能についてはさらに強化していく必要があります。

7-1 市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2 市の役割の明確化及び機能強化

市社協・行政が取り組むこと

社協	<ul style="list-style-type: none">① 各種制度で対応できない課題や、複合的な課題の解決に努めます。② 市社協の活動を周知し、地域住民に相談先として認知されることを目指します。③ 個々のニーズに応じたマッチングやコーディネートができるようボランティアセンター機能を強化します。④ 住民が地域活動に共感し、応援する仕組みとして共同募金やファンドレイジングを推進することで、寄付文化の醸成を目指します。⑤ 民生委員児童委員、地区社協をはじめとする地域の多様な主体、市との継続的な連携・協働体制を構築・強化します。⑥ 職員のスキルアップと部門横断した連携体制（プラットフォーム）づくりに取り組みます。
----	--

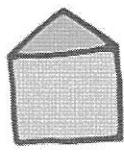
	<p>① 各部局の庁内横断的な協議を継続して実施します。</p> <p>② 市職員の意識改革を進めるとともに、各部局の取組に地域福祉の視点を持って、全庁的に地域福祉を推進していくための体制づくりを行います。</p> <p>③ 「地域コミュニティの再構築」との整合性を図るなど、地域を舞台に事業を展開している部署間でのさらなる連携を強化します。</p>
市	<p>④ 教育部門と地域との連携を深めます。</p> <p>⑤ 市社協に対する財政的・人的支援を継続します。</p> <p>⑥ 地域づくりに関わる関連各課と市社協との協働体制を強化します。</p> <p>⑦ 市社協、市、民生委員児童委員協議会連合会などとの間で、情報共有および連携を深め、協働して地域福祉を推進します。</p>

<市社協事業>

- ・生活困窮者自立相談支援事業の実施【市委託事業】 再掲
- ・成年後見センター事業の実施 再掲
- ・日常生活自立支援事業の実施 再掲
- ・社会福祉啓発事業の実施
- ・ボランティアセンター事業の実施 再掲
- ・共同募金、ファンドレイジングの推進
- ・地区社会福祉協議会連合会の活動及び運営支援 再掲
- ・高知市社会福祉法人連絡協議会の活動及び運営支援 再掲
- ・地域福祉コーディネーターの配置 再掲

<市関連事業等>

- ・地域課題検討会議、防災福祉部会の開催【地域コミュニティ推進課】
- ・地域福祉計画庁内検討委員会、ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・高齢者保健福祉計画庁内検討委員会、ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・障害者計画庁内検討委員会、ワーキンググループの設置【健康福祉総務課】
- ・子ども・子育て支援推進委員会ワーキンググループの設置【子育て給付課】
- ・学校支援地域本部事業【教育政策課】 再掲
- ・民生委員児童委員協議会連合会事務局【健康福祉総務課】 再掲



第4章

第4章 計画の推進に向けて

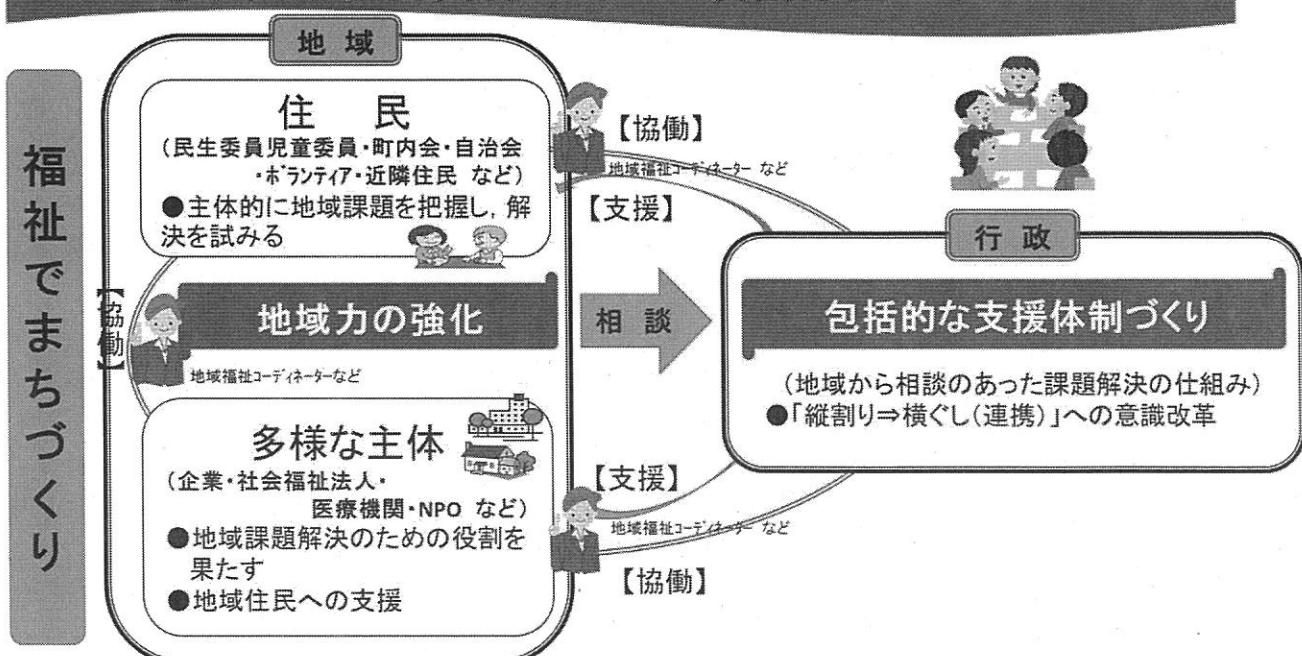
1 協働による計画の推進

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進には、行政、市社協、地域の住民や企業、社会福祉法人、医療機関など多様な主体が目指す姿を共有し、協働して取組を進めていくことが重要です。

それぞれの主体的な取組を充実させるとともに、それを地域全体で共有し、「つながり」のある取組にしていく仕組みづくりにより、本計画を進めていきます。

- ◆ 地域福祉を推進する関係機関や団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協働するとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ商工・雇用・教育・交通・住宅等の関係課と連携を図り、「福祉でまちづくり」を念頭に、市政のさまざまな分野において、地域福祉の視点から施策を見直し、部局横断的な施策展開ができるよう取り組みます。
- ◆ 地域に密着して地域福祉の推進のためのさまざまな事業を行う社会福祉協議会は、本計画を進めるにあたり、大変重要な役割を担うこととなります。このため、行政と市社協の連携をさらに深めながら取組を進めます。
- ◆ 総合的かつ効果的に計画を推進するため、国の動きと整合性を図るとともに、必要に応じ県や他市町村との情報共有や連携を図り、計画の推進に努めます。

地域共生社会実現のための役割分担のイメージ



2 「地域共生社会」の実現に向けた取組

(1) 高知市の取組

① 庁内連携体制の強化

- 地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築や狭間の問題（8050、ダブルケア、ごみ屋敷など）や生活困窮者への対応については、行政全体で分野を越えて連携・協働し、課題解決に取り組む必要があります。
- 庁内横断的な施策の企画や調整など、協働の中核を担う機能を持った部署を新設します。市役所内外を問わず、各分野の相談支援担当者が、複合課題や狭間の課題解決に向け分野を越えた調整会議を開催する際などに、必要に応じ支援します。
- また、全庁的な取り組み体制を、必要に応じ段階的に整備します。

② 「地域力の強化」と「包括的な支援体制の構築」

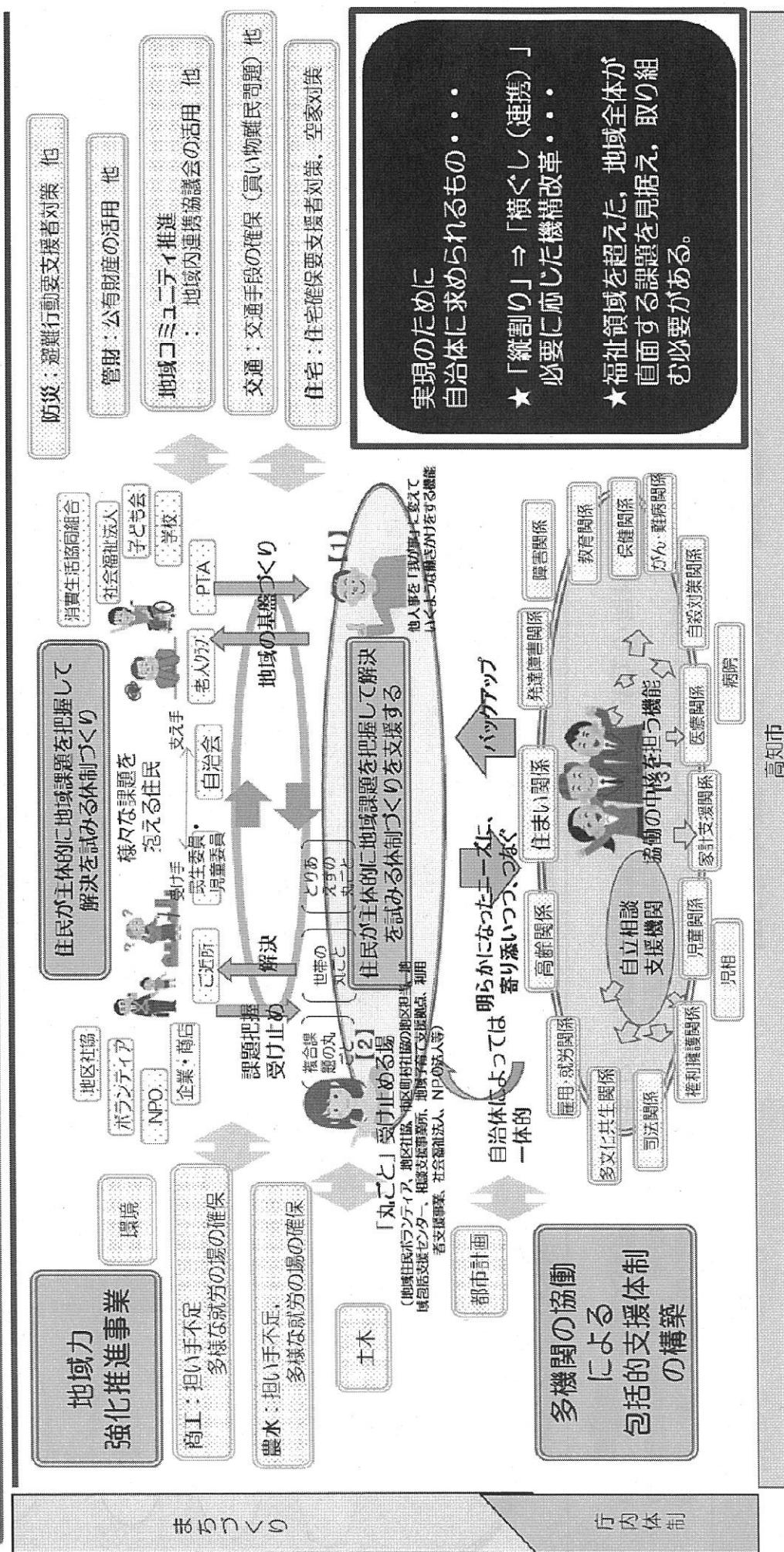
- 世帯構成人数の減少や、核家族化や近所づきあいの希薄化などにより、家族や身近に相談できる人が少ないことや、プライバシーの問題や同居する家族の認識不足などで、地域生活課題の解決に困難が生じています。
- 住民に身近な圏域に、様々な困りごとを相談できる「（仮称）なんでも相談窓口」を設置し、行政と地域住民を含む多様な主体が協働して「つながり」のある支援ができる仕組みを構築するなど、「地域力の強化」に努めます。
- 課題解決への支援にあたっては、フォーマルおよびインフォーマルの様々な分野の関係機関が連携することが重要であることから、新設される部署において、その調整をおこない、ネットワークづくりなど包括的な支援体制の構築を図ります。

③社会資源等の情報の収集と提供

- 日常生活の問題解決にあたっては、公的サービスだけでなく、既に地域にある民間のサービスやサロンをはじめとする地域活動など社会資源情報を知り、自ら選択することが大切です。支援する側においても、地域の社会資源情報を把握し、支援する際に活用することが求められています。
- また、同時にボランティア情報なども提供し、ボランティア活動や地域活動に参加しやすい環境を整えます。
- 地域の様々な社会資源情報を収集し提供できる仕組みを構築し、足りない社会資源を創り出すことのできる環境を整備します。

高知市地域共生社会実現に向けた全庁的な取組体制について

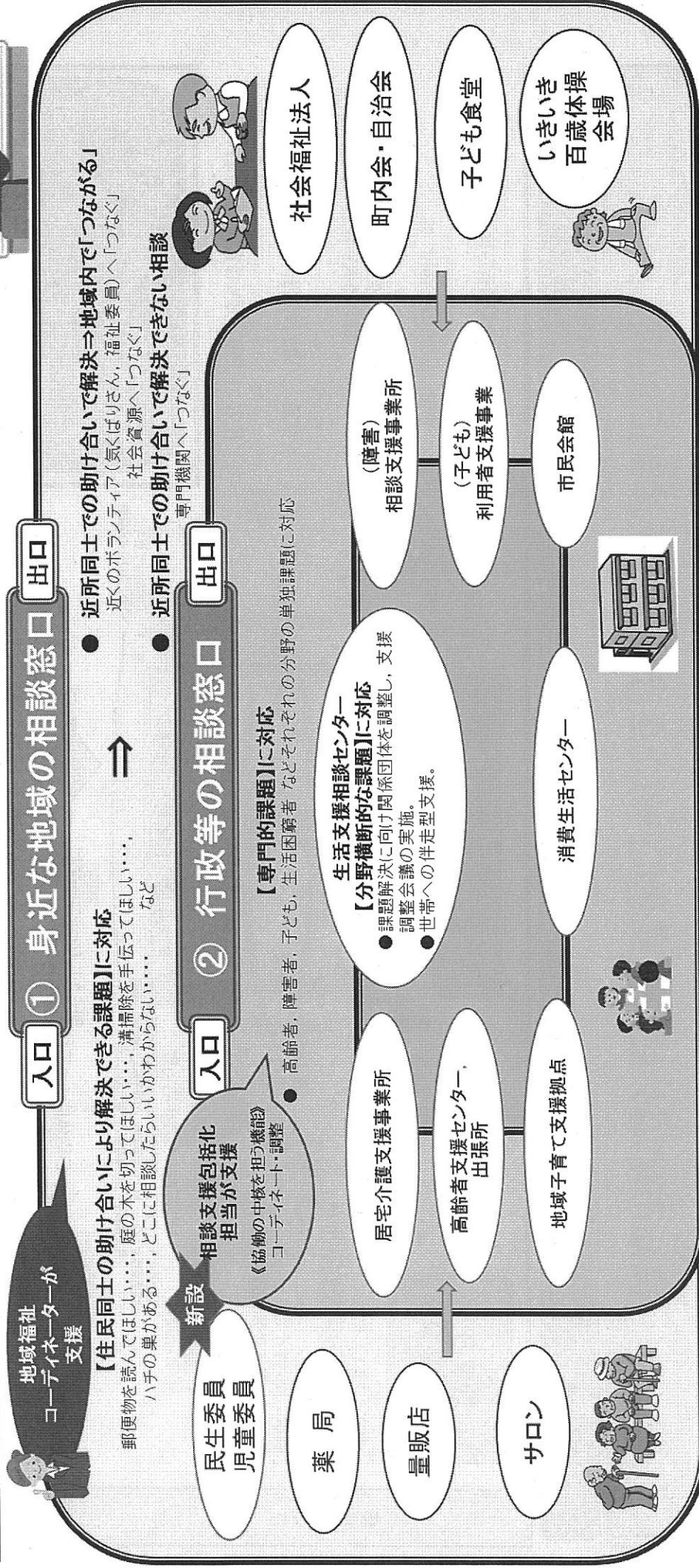
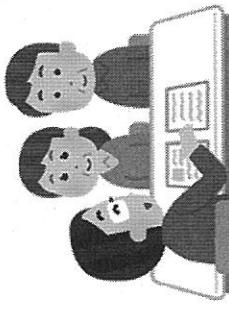
地域共生のイメージ図



地域力の強化

～相談支援体制のイメージ(案)～

- ①「身近な地域の相談窓口」②「行政等の相談窓口」は、「まるごと相談窓口」機能を持ちどりあえず相談を聞く。
- 相談内容に応じ、対応機関へ「つなぐ」。⇒「アセスメントシート」などを使用。
- 相談支援包括化担当は、②「行政等の相談窓口」への支援(見立て・同行訪問・関係機関調整)を行う。



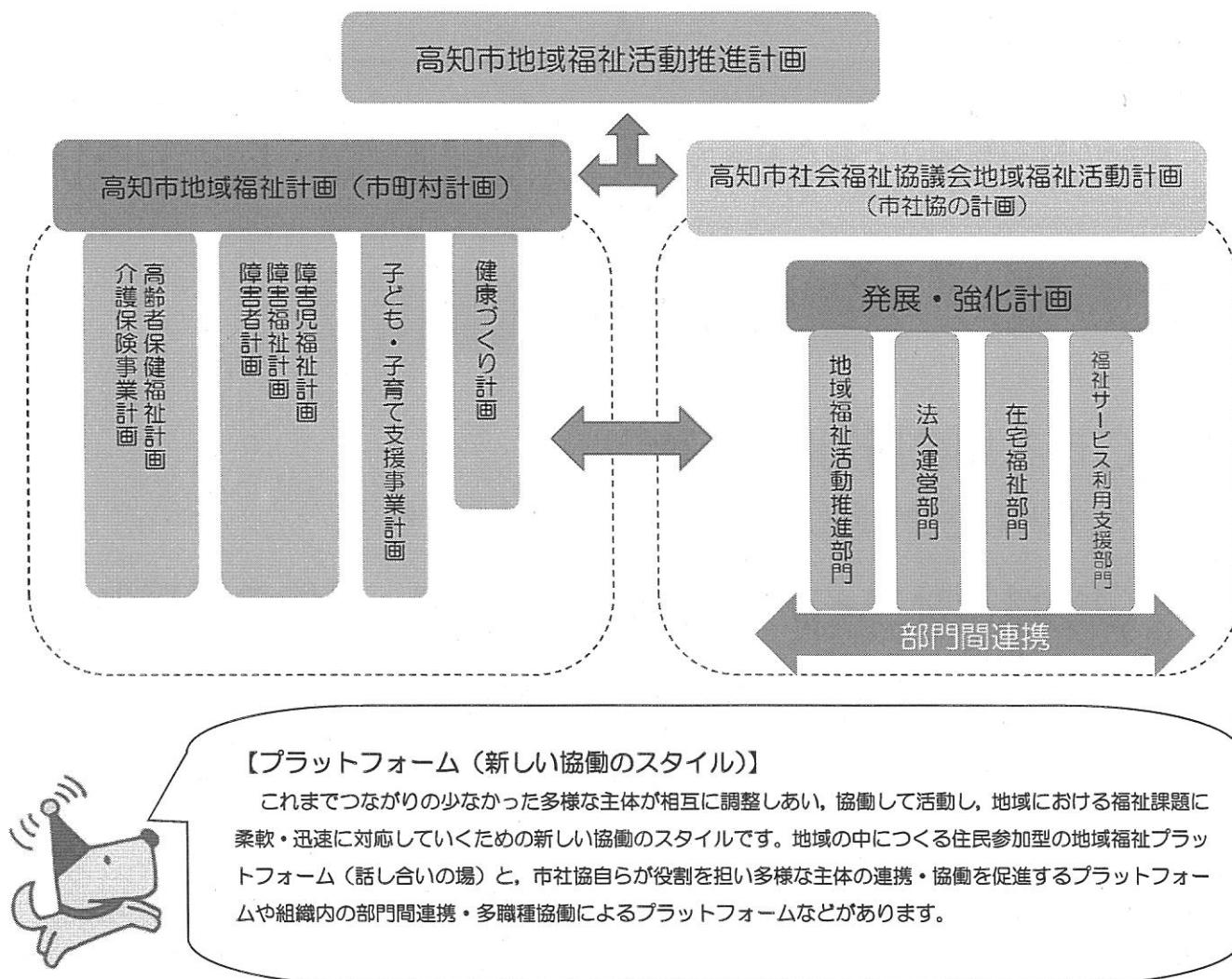
(2) 高知市社会福祉協議会の取組

地域福祉を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、複合的な福祉課題に取り組むべく、市社協においては高知市生活支援相談センター、成年後見サポートセンター等で地域のあらゆる生活課題を受け止めるとともに、地域福祉コーディネーターを配置し、住民主体の地域福祉活動を推進することで地域の課題解決力の強化を図ってきました。

今回の第2期地域福祉活動推進計画策定にあたり、より効果的に地域福祉を推進するうえで、住民、市、関係機関等が連携・協働するしくみとして地域福祉課題を共有・協議する場（プラットフォーム）づくりを推進するとともに、縦型のフォーマルな制度の狭間にある生活課題や福祉課題に対して、市社協として果たすべき役割を「高知市社会福祉協議会第2次発展・強化計画」（以下「第2次発展・強化計画」という。）にて明確にし、『誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現』をめざし、さらなる住民主体の地域福祉活動を推進します。

高知市地域福祉活動推進計画と第2次発展・強化計画との関連性

「第2次発展・強化計画」は平成31年度から6か年間を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示したものです。地域福祉活動推進計画に基づく地域福祉を総合的に推進するため、市社協の体制基盤の整備を図るとともに、PDCAサイクルを徹底した進捗管理をしていきます。



「ほおっちょけん」のひとづくり

○ふくしの心を育む

関心を高めるきっかけづくり

「ほおっちょけん」の住民意識づくり

「ほおっちょけん学習（福祉教育）」の拡充

○ふくしの担い手を育む

活動につながるきっかけづくり

担い手がいきいきと活躍できる環境づくり

○ふくしの担い手を支える

担い手の活動を支える

「ほおっちょけん」のまちづくり

○その人らしい暮らしを支える

福祉サービス利用支援（生活困窮者支援）

福祉サービス利用支援（権利擁護の推進）

在宅福祉サービス

地域福祉活動推進

○ひとがつながる場づくり

気軽に集まることができる

“集いの場”づくり

身近な生活の困りごとについて考える

“話し合いの場”づくり

○多様な交流の機会づくり

多様な主体がつながる

○地域で共に支え合うしくみづくり

地域の生活の困りごとの解決に向けた

つながりづくり

大規模災害に備えるしくみづくり

地域の課題解決ができる協働体制（プラットフォーム）のしくみづくり

市社協の機能強化

○市社協の周知度の向上

様々な活動を通して知ってもらう機会づくり

○地域福祉コーディネーターの役割・機能の明確化

○複合的な地域福祉課題への解決力の向上

様々な相談に対応できる職員の育成

○地域福祉課題に取り組む組織的チャレンジ

「ほおっちょけん」のひとつくり

困った人がいたら「ほおっちょけん」を合言葉に「おたがいさま」の住民意識づくりのため、幼少期からの福祉教育の実践及び福祉に関心を持つきっかけづくりに努めます。

○ふくしの心を育む

➤ 関心を高めるきっかけづくり

- 住民誰もが地域福祉に関する情報を知ることができるよう情報の受け手の視点に立ち多様な広報活動の充実を図り、広く住民に地域福祉に関心を持つもらえる機会をつくります。

➤ 「ほおっちょけん」の住民意識づくり

- 第2期地域福祉活動推進計画について住民に周知するとともに、特に重点項目でもある「おたがいさま」「ほおっちょけん」の住民意識づくりに向けて取り組みます。
- 「ほおっちょけん」キャラクターを活かした様々な広報物やあらゆる機会、メディアを通じて情報発信の強化を図っていきます。

【情報発信】

	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2024 年度 (目標値)
ホームページ運営 (アクセス数)	139,121	106,641	累計 240,145	165,000/年
フェイスブック運営 (記事掲載数)	1 月～掲載		累計 158 回	50 回/年
NEWS ほおっちょけん (発行部数)		16,000 部	8,227 部 (累計 33,557 部)	10,000 部

➤ 「ほおっちょけん学習（福祉教育）」の拡充

- 住民や福祉・教育関係者等とともに「ほおっちょけん」のキャラクターを活かした『ほおっちょけん学習プログラム』を作成し、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組めるよう年齢や属性等に応じて分かりやすい内容の福祉教育として行います。子どもへの「ほおっちょけん学習」を通じて保護者や地域住民に波及するよう、保育園や学校等を軸とした地域づくりに取り組みます。さらに、生涯学習の観点から、特に団塊の世代を対象にした「楽しみ」「生きがいづくり」から地域福祉活動へ発展できるような「ほおっちょけん学習」を実施することで、すべての人を包摂できるような地域づくりに取り組みます。
- 「ほおっちょけん学習」の機会を増やし、地域展開していくために既存のボランティア登録者や住民の中から「ほおっちょけん学習」をサポートしてくれる「ほおっちょけん学習サポーター」を養成します。また、障害理解等の「ほおっちょけん学習」では障害当事者にも「ほおっちょけん学習サポーター」になってもらえるよう養成します。

【「ほおっちょけん」の展開】

	2013年度 (平成25年度)	2015年度 (平成27年度)	2017年度 (平成29年度)	2024年度 目標値(年間)
ほおっちょけん学習 (福祉教育)		小学校3校 276名	保育園3園 88名 小学校6校 353名	保育園等20園 小・中学校18校 地域・民間企業 40か所
学習サポーター (新規)				40名養成
ほおっちょけん バッジ配布数 (地域福祉活動への 寄付につき 1個進呈)		1,830個	905個	1,000個
ほおっちょけん ストラップ配布数 (「ほおっちょけん 学習」の受講者等 に贈呈)		2,671個	5,145個	※31年度より シールに変更 5,000枚/年
ふれあい体験学習 【市委託事業】	4,105名	4,610名	4,639名	5,000名

「ほおっちょけん」の啓発グッズ

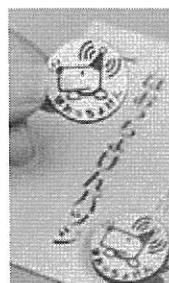
「ほおっちょけん」の気持ちを持っていることを表す目印として、様々なグッズを活用し啓発しています。

【バッジ】

地域福祉活動への寄付（100円から）
につき1個進呈

【ストラップ・シール】

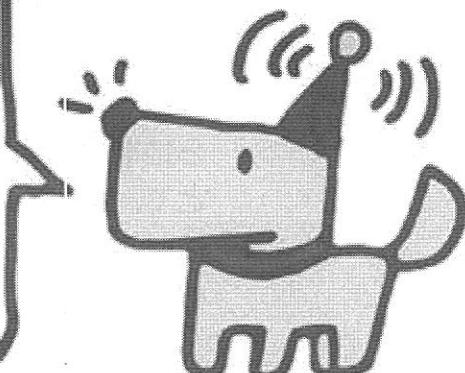
「ほおっちょけん学習」等に受講
していただいた目印として贈呈してい
ます。



地域福祉は、福祉教育で始まり、福祉教育で終わる

社会福祉協議会は、住民一人ひとりの福祉意識を育み、住民自らが自分たちの地域の課題を自分たちで解決していく「住民主体の原則」を大事にしてきました。

福祉教育で始まるとは、地域福祉への関心、きっかけづくり、福祉教育で終わるとは、住民主体で地域福祉が進んでいくということ。その過程を支援していくのが、社会福祉協議会の役割です。



○ふくしの担い手を育む

- 活動につながるきっかけづくり
- 住民のニーズに沿った「楽しみ」「生きがい」につながる活動の情報提供を行い、その参加によって福祉への関心を深めてもらう機会を作ります。
例) 団塊世代の退職後の「楽しみ」「生きがいづくり」から地域活動に発展できるような取組 (P.102 に掲載)
 - 65 歳以上を対象としたこうち笑顔マイレージや、「気くばりさん」「福祉委員」等対象者毎に効果的な啓発機会を検討し、登録者を増やします。
 - 地域の新たな担い手の発掘のために、大学生等の若い世代と協働した地域づくりの展開を検討します。
 - 住民一人ひとりがアンテナ役となって、地域のことで何か「気になる」とがあれば「ほおっちょけん」の気持ちで接する「気くばりさん」「福祉委員」に対して興味関心のある活動や地区毎の地域福祉活動の情報提供・フォローアップ研修の開催等によって「ほおっちょけん」の気持ちを育て、地域福祉活動につなげます。
 - 市役所各課等と連携・協働し、それぞれの分野で住民を対象とする啓発事業や人材を養成している講座等を活用して、新たな担い手の発掘に努めます。

【ボランティア登録者数】

	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2024 年度 目標値
こうち笑顔マイレージ		268 名	377 名	800 名 稼働率 80%
気くばりさん		254 名	520 名	900 名 稼働率 80%
福祉委員		7 地区 93 名	12 地区 156 名	25 地区 500 名

➤ 担い手がいきいきと活躍できる環境づくり

- ボランティア登録者やボランティア受入団体等がボランティアセンターを活用しやすいうように市社協ホームページを随時更新し情報発信します。そのため登録用紙等での情報管理の整備により定期的なニーズ把握を行い、得意分野別(テーマ別)・地域別に人材バンク化することで、個々のニーズに応じたマッチングやコーディネートができるよう『ボランティアセンター』の機能を強化します。
- 地域福祉コーディネーターが活動の中で情報収集した地域の中でのボランティアニーズと活動者ニーズのマッチングができるようボランティアセンター専任職員と情報共有し協働体制の仕組みをつくっていきます。
- 『(仮称) なんでも相談窓口』に相談のあった困りごとの解決のため、既存のボランティアやこうち笑顔マイレージ登録者等をコーディネートすることで、身近な地域でのボランティア活動や高齢者の社会参加の促進にもつなげていきます。

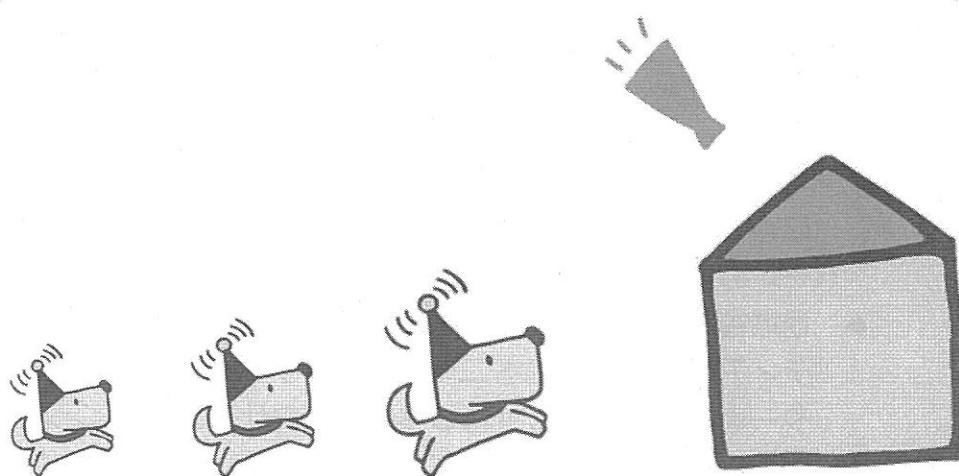
○ふくしの担い手を支える

➤ 担い手の活動を支える

- 既存のふくしの担い手が「楽しみ」「生きがい」をもって活動が継続できるようにボランティアセンターとしてフォローアップ体制の整備、相談対応、情報提供をします。
- ふくしの担い手が抱える課題等を把握・共有し、ボランティア個人や団体・組織との交流の機会を作ることで、ボランティア同士のネットワークづくりを支援します。

【既存ボランティアのフォローアップ体制】

	2013 年度 (平成 25 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2024 年度 目標値
ボランティア 活動連絡会			1回/年	2回/年
フォローアップ研修 (新規)				2回/年
ボランティアに 関する相談件数				100 件/年



「ほおっちょけん」のまちづくり

住民が主体的に福祉課題を把握する機会の拡充や、効果的な活動の検討と実践が必要であり、これまでの活動を検証しつつ、困った時には「ほおっちょけん」の支え合いのあるまちづくりを目指します。

○その人らしい暮らしを支える

➤ 福祉サービス利用支援（生活困窮者支援）

- 潜在的な生活困窮者の掘り起しにつながるように、ネットワーク等を活用した出張相談会等を実施します。
- 住民に身近な圏域での相談の拠点との連携のしくみをつくり、市全域で生活困窮を抱えた潜在的なケースの掘り起しに取り組みます。
- 就労準備支援事業の幅広い支援メニューの開発や農福連携等第一次産業との協力体制を構築し、体験・訓練等を受け入れる協力事業所の開拓に取り組むとともに、無料職業紹介事業に着手し、求職者とのマッチングにも取り組みます。

➤ 福祉サービス利用支援（権利擁護の推進）

- 成年後見利用促進法で基本計画の策定、地域連携のネットワークづくりの役割が明文化されたため、推進に向けて行政と協働しながら取り組みます。
- 安定した事業運営を実施するために、行政措置の後見報酬利用支援事業の見直しや、補助事業から委託事業への転換について行政と連携を図り課題解決に取り組みます。
- 後見人の担い手不足に対応するために継続した市民後見人の養成（フォローアップ研修や学習会の実施）に取り組みます。
- 制度で対応できない狭間の課題を抱える方への支援として事業実施している「これからあんしんサポート事業」については、実績に基づく課題を整理し、見直しを行い積極的な展開をはかっていきます。

➤ 在宅福祉サービス

- 個別の関わりを通じて困りごとをキャッチする、アンテナ機能を持つ職員の育成と、市社協内外のネットワークを活用し、市における地域包括ケアシステム構築の推進に寄与します。

➤ 地域福祉活動推進

- 「支える側」「支えられる側」の関係を越えて誰もが活躍でき、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送り自立を支援するため、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを総合的に展開できるよう地域福祉コーディネーターが個々に応じたオーダーメイドのサービスをコーディネートしていきます。

○ひとがつながる場づくり

➤ 気軽に集まることができる“集いの場”づくり

- 高知の豊かな食文化を活かして「食」を通じた集いの場として、子ども食堂をはじめとする様々な世代の方が集うことのできる共生型の集いの場づくりに努めます。
- 様々なサロンでの交流の促進に向けた相談対応や、高知市内の好事例等を情報提供して活性化を目指します
例) 閉じこもりとなりがちな男性をターゲットにした「男のサロン」や団塊の世代をターゲットにした仲間作りの集いの場等(P.45 ページに掲載)
- 福祉施設や民間企業、公共施設等の空きスペースを集いの場として有効利用をすることで、世代や分野を超えた身近な場所で集うことができる集いの場づくりに努めます。また、集いの場から福祉課題等のニーズを掘り起こす等、集いの場の機能強化を図ります。

➤ 身近な生活の困りごとについて考える“話し合いの場”づくり

- 自分の住んでいる地域の困りごと等を話し合い考える“話し合いの場”的開催に向けて、相談対応や高知市内の好事例等の提供をします。

【ひとがつながる場づくり】

	2013 年度 (平成 25 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2024 年度 目標値
集いの場	子育てサロン 7か所 サロン 29か所 認知症カフェ 未実施 子ども食堂 未実施	子育てサロン 19か所 サロン 63か所 認知症カフェ 23か所 子ども食堂 24か所	子育てサロン 41か所 サロン 120か所 認知症カフェ 41か所 子ども食堂 41か所
話し合いの場	地区社協単位 1地区3回	地区社協単位 2地区7回	小地域単位(全市展開) 30回/年

(詳細については、P.138, P.140 に掲載)

○多様な交流の機会づくり

➤ 多様な主体がつながる

- 地区社会福祉協議会連合会による情報交換会・研修会等の開催を支援し、地区社協の地域福祉活動の活性化・地区社協と各種団体・活動者との情報共有・交流の機会をつくります。
- 地域と社会福祉法人の公益的な取り組みとの連携による多様な交流の機会づくりの促進を図ります
- こども食堂・サロンをはじめとする既存の集いの場に、学生や働き盛り世代、子育て世代、退職者、転入・転居者等、これまで地域で交流の持たれてていなかった住民や高齢や障害により集いの場に参加しづらい人が参加できるように働きかけます。
- 市・住民等との継続的なパートナーシップの構築を図ります。

【地区社会福祉協議会連合会のこれまでの取り組み】

平成 26 年度	4 月に地区社会福祉協議会連合会設立	
	情報交換会①	テーマ『福祉委員』『気くばりさん』
	先進地視察	【岡山県岡山市、香川県観音寺市】 いきがい・ふれあい事業、福祉委員活動、ふれあいいきいきサロン等
	情報交換会②	先進地視察報告
	情報交換会③	実践報告（福祉委員・育児サークル・地域福祉コーディネーター）
	情報交換会④	テーマ『地域福祉コーディネーターと地域の関わり』 実践報告（三里・高須・江ノ口東）
	その他	世話人会5回・総会2回
平成 27 年度	先進地視察	【滋賀県高島市】 たかしま流見守りネットワーク・赤い羽根たかしま見守り募金
	情報交換会①	テーマ『宿借り型サロン～てく・とこサロン～』の取り組み
	情報交換会②	先進地視察報告
	情報交換会③	テーマ『地域ぐるみの子育て支援の取り組み』（南街地区）
	西部地区	テーマ『学ぼう！ご近所福祉力』見守り活動について
	情報交換会④	・認知症ミニ講座
	その他	世話人会4回・総会1回
平成 28 年度	全体研修会	テーマ『楽しむチカラは地域のタカラ』講師：畠中洋行氏
	先進地視察	【大阪府泉南郡岬町】 福祉共育（福祉教育）とサロン活動を中心とした地域福祉実践
	情報交換会 4回	北部『タノシムチカラ～あるものに気づこう～』 東部『タノシムチカラ～祭～』 南部『タノシムチカラ～防災～』 西部『タノシムチカラ～子どもがど真ん中～』
	その他	世話人会4回・総会2回
	全体研修会	『人が地域をつくり 地域が人を育む 「いいとこ発見」』 講師：山村靖彦氏
	情報交換会①	テーマ『あんしんキット』『福祉委員』
	先進地視察	松山市清水地区社協・小野地区社協 いきがい交流センターしみず・ふれあいサロン小野
平成 29 年度	情報交換会②	テーマ『子ども食堂・子どもの居場所』
	全体研修会	先進地視察報告 テーマ『情報交換会の振り返りとまとめ』講師：山村靖彦氏
	その他	世話人会5回・総会1回

○地域で共に支え合うしくみづくり

➤ 地域の生活の困りごとの解決に向けたつながりづくり

- 話し合いの場や『(仮称) なんでも相談窓口』で出た困りごとをボランティアや NPO、関係機関等につなぎ解決に努めます。また、第2次発展・強化計画の中で市社協独自の新たな生活支援サービスの開発を検討します。
- 住民が主体的に地域の中で課題解決できる仕組みをつくり、課題解決のために地域に不足している、または必要な生活支援サービス等の立ち上げ、運営を促進します。
- 生活の困りごとの解決を目指して『高知市社会福祉法人連絡協議会』等の分野を越えた公益的な取り組みによって、制度で対応できない狭間にある困りごとの解決に努めます。

【高知市社会福祉法人連絡協議会総会の様子（平成30年8月3日）】



➤ 大規模災害に備えるしくみづくり

- 市と平時からの連携・協働体制を取り、実際の災害時に迅速な対応ができるように備えます。
- 大規模災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営に向けて、公益社団法人高知青年会議所と特定非営利活動法人 NPO 高知市民会議との「大規模災害時における高知市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基本協定書」を核にして、住民や関係機関、市等と平時から研修会や災害ボランティアセンター運営模擬訓練等を実施し、体制整備を行います。

「大規模災害時における高知市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基本協定書」

高知青年会議所と NPO 高知市民会議、市社協の三者で災害ボランティアセンターの迅速な設置と円滑な運営ができるように必要な事項を定めて協定を結んでいます。

また、研修会等を開催して平時から顔の見える関係づくりをしています。



市社協の機能強化

住民主体を旨とした地域福祉推進の中核的な組織として、今後もその役割を最大限に發揮するために組織の機能強化を図ります。なお、進捗管理と評価に関しては『第2次発展・強化計画』にて行います。

○市社協の周知度の向上

➤ 様々な活動を通して知ってもらう機会づくり

- 住民誰もが市社協を知る機会につながるように、広報物のさらなる充実、インターネットを利用したホームページやSNS、メディア等による効果的な情報発信を行います。
- 公的サービス制度の狭間にある問題の解決手段として、『これからあんしんサポート事業』や『買い物支援事業』等市社協独自の事業紹介、あるいは『ほおっちょけん出前講座』等を通じて市社協の活動を知ってもらう機会をつくり「市社協に相談してみよう」と地域住民に相談先として認知されることを目指します。

【高知市社会福祉協議会の周知度】

回答内容	アンケート種別	2012年度 (平成24年度)	2018年度 (平成30年度)	2024年度 目標値
「名前も活動の中身もよく知っている」「名前は知っており、活動も少しは知っている」人の割合	市民	17.6%	21.6%	50%
	町内会長・自治会長		58%	70%

市社協の広報

広報誌やパンフレット、出前講座、Facebookを用いて、市社協の活動を広報しています。

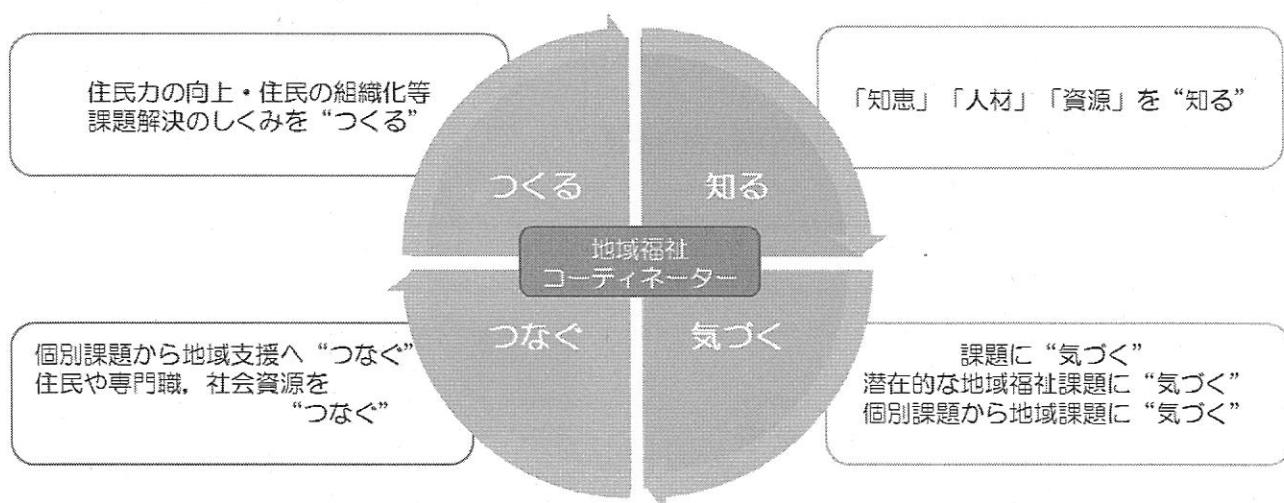


○地域福祉コーディネーターの役割・機能の明確化

住民や専門職から生活の困りごと等の相談を受け、地域の人々や関係機関と協力して課題を明らかにし、解決に向けた支援をします。

また、住民主体の地域福祉活動に対して学習の機会や話し合う場の運営支援を行い、住民がより自主的に活動に活動に参加できるように支援をする市社協の職員です。

- 地域福祉コーディネーター個々の職歴や経験年数等に左右されることのない十分な事例や知識の積み上げ、成功した好事例等を地域に応じて情報提供することで点から面への地域福祉活動の広がりが必要です。
- 地域福祉コーディネーターの役割と機能を明確にし、個々の能力に応じて計画的・段階的な人材育成や高知市内の好事例とその他の先進事例の検証することで戦略的な取り組みにします。地域での課題解決に向けて住民と専門職、サービス事業所、民間企業等の関係機関がさらなる連携・協働を深めることで、地域福祉コーディネーターが潜在的な問題を含めた課題に気付き、その課題解決につなげができる人材育成に取り組みます。



◆ 役割

➤ 困りごとの発見

地域や関係機関等から相談を受けるだけでなく、地域に出て行くことで様々な住民活動を通じて把握された地域課題等を地区診断・分析等を徹底し、戦略的に地域へ介入していく。また、地域の顕在化してきたニーズだけでなく、潜在的・複合的なニーズも発見する広い視野を持ちます。

➤ 個別課題から地域支援へ

個別課題の解決に向けて、地域や関係機関等と一緒に総合的かつ包括的な支援を行います。また、個別課題の把握から地域課題として普遍化し、個別支援から地域支援へつなげていきます。

➤ ネットワークづくり

個別課題・地域課題の解決のために地域と専門職のネットワークをつくるとともに、小地域を単位にした近隣の支え合い・助け合いがあるコミュニティの再構築を目指します。

➤ しくみづくり

地域の中で課題を抱えた人々を排除せず、地域で課題解決していく住民力の向上・住民の組織化等課題解決の仕組みをつくっていきます。また、制度の中で解決できない課題については、既存のインフォーマルサービスの活用や新たな生活支援サービスを開発していきます。

➤ 地域との共有・活用

個別の課題から地域全体の課題として地域住民が“我が事”に思えるような“学びの場”“話し合いの場”をつくることで人が交流し情報が交換され、助け合える場となるよう、住民主体の企画と方法の選択を支援します。また、自分の住んでいる地域で起こったことを地域で共有できる課題に変えることで、予防的な観点から仕組みとしての支援体制を構築し、課題解決力の強化を促進します。

◆ 機能

- “知る” 地域の様々な場に参加し、その地域の「知恵」「人材」「資源」を“知る”
- “気づく” “知る”で得られた地域の情報から地区診断・分析を行い、潜在的な地域福祉課題に“気づく”
- “つなぐ” 地域福祉課題の解決のために住民や専門職、社会資源を“つなぐ”
- “つくる” 地域住民・専門職等人と人のつながりを“つくる”
地域の多様な主体がつながる場（集いの場・話し合いの場）を“つくる”

【地域福祉コーディネーターの活動具体事例】

地区	概要	地域福祉コーディネーターの動きかけ
三里	地区内のいきいき百歳体操会場・サロン・食事の集いを対象に交流会を開催。意見交換を通じて、各自が抱えている悩みや課題を共有するとともに、課題解決に向けた取り組みを専門職も交えて検討している。	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の企画 ・各会場への提案及びフィードバック ・課題解決に向け話し合う場づくりを支援
朝倉	市社協が寄贈を受けた空き家を活用した「地域住民の集いの場」。地域住民や地域福祉にかかわる各種団体やNPO法人とともに話し合いを重ね、地域福祉の拠点として活動展開している。いきいき百歳体操・子どもの居場所として活用されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・場の活用に向け話し合う場づくりを支援 ・運営委員の組織化
春野	ミニディといきいき百歳体操の参加者の相互交流、そして障害者や子ども（春野中学校・春野高校）との世代間交流を通じて支え合いのまちづくりを推進することを目的に「すこやか春野ふれあい交流会」を開催。地域住民だけではなく地区内の社会福祉法人や医療法人の参画も得て取り組みを展開している。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の企画と方法の選択を支援 ・関係機関の取り組みへの参画を支援
一宮	退職を迎えた団塊世代の仲間づくり、生きがいづくりを目的に団塊世代を組織化。農園プロジェクト等、メンバーやが楽しめる活動を通じて交流を深めることも日々のちょっとした困りごとに応じて「お助け隊」の活動を展開している。	<ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソンとの面談 ・団塊世代の組織化 ・住民主体の企画と方法の選択を支援 ・専門機関への活動の周知
秦	「2025年問題を自分たちの課題として取り組みたい」という住民の想いがキッカケとなり、地区社会役員・地域福祉コーディネーターで検討委員会を結成。シンポジウムの開催やワークショップの実施を通じて地域課題の把握と課題解決に向けた検討を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区の好事例の情報提供 ・住民主体の企画と方法の選択を支援
江ノ口	ゴミ捨てに課題を抱えた独居高齢者に対して住民ボランティアと専門職が役割分担を行いながら支援を実施。また、個別課題を地域の課題として普遍化し、近隣町内会における支え合いマップづくり等を通じて独居高齢者の生活課題の把握を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と専門職の話し合いの場づくりを通じた支援体制の整備 ・個別課題を地域課題として普遍化

○複合的な地域福祉課題への解決力の向上

➤ 様々な相談に対応できる職員の育成

- 市社協職員全員が、地域や個別の関わりを通じて困りごとをキャッチするアンテナ機能を持つように育成します。
- 複合的で重度化した生活困窮課題に対しては多様な専門分野の知識が必要であり、自立相談支援員自身のスキルアップを行うとともに、課題解決に向けた組織内での多職種協働やスーパーバイズ機能のある事例検討の場づくりを推進します。
- 把握した多様な福祉課題について、ひとりで抱え込まずケース会議等を通じて情報共有・検討し、市社協内においての部門間連携や多職種協働による課題解決に向けた支援体制づくりを検討します。
- 地域福祉活動推進計画ワーキンググループや様々なプロジェクトチーム等、各部門が連携・協働しながら市社協内の事業運営を検討していくような体制を整えます。
- 地域福祉を推進する市社協の職員としてスキルアップを図り、バーンアウトの防止のためスーパーバイズを受ける機会づくりやスーパーバイズできる人材の育成に努めます。

○地域福祉課題に取り組む組織的チャレンジ

- 制度等では対応困難な事柄には、ニーズの把握を通じ既存事業の見直しや新規事業の創設等、課題解決に向けた取り組みを実施します。
- 自主財源の確保と有効活用については、個人会員、団体会員の加入率向上、まごころ銀行、寄付金等による財源確保とその有効活用を検討します。また、市社協の使命を達成するためには、柔軟な活動やそのための自主財源の確保が課題であるため、国際NGO等との連携協定により地域社会におけるファンドレイジングを推進するとともに、共同募金運動を活性化することで寄付文化の醸成に努めます。

3 計画の進捗管理と評価

計画策定後は、高知市地域福祉計画推進協議会で、定期的に計画の評価、進捗管理を行います。協議会の議事録や資料は本市のホームページで市民に公開し、その意見も反映していきます。

時期	実施予定
2019 年度 (平成 31 年度)	●地域福祉計画推進協議会の開催（1 回開催予定：計画の進捗確認）
2020 年度	●地域福祉計画推進協議会の開催（1 回開催予定：計画の進捗確認） ●中間評価に向けた実態把握（意見交換会等実施）
2021 年度 【中間評価】	●中間評価に向けた実態把握（アンケート調査等実施） ●地域福祉計画推進協議会の開催（4 回開催予定：中間評価）
2022 年度	●地域福祉計画推進協議会の開催（1 回開催予定：計画の進捗確認）
2023 年度	●地域福祉計画推進協議会の開催（1 回開催予定：計画の進捗確認） ●第 3 期（2025 年度～2030 年度）計画策定に向けた実態把握（意見交換会等の開催）
2024 年度 【次期計画策定】	●第 3 期（2025 年度～2030 年度）計画策定に向けた実態把握（アンケート調査等実施） ●地域福祉計画推進協議会の開催（5 回開催予定：6 年間の総括及び第 3 期計画策定） ●パブリック・コメント